

錦江町教育振興基本計画



令和7年2月
錦江町教育委員会

錦江町教育振興基本計画

目 次

はじめに	1
第1章 計画策定の趣旨	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の基本的な考え方	2
第2章 本町を取り巻く環境	3
1 これまでの取組の成果	3
2 社会状況	3
(1) 人口減少と少子高齢化	3
(2) デジタル化の進展	3
(3) 地球規模での環境問題	4
(4) 価値観やライフスタイルの多様化	4
(5) 地域課題の多様化・複雑化	5
(6) SDGsの推進	5
3 本町の子供たちを取り巻く現状と課題	6
(1) 児童生徒数の減少・学校規模	6
(2) 学力	7
(3) いじめ、不登校	8
(4) 規範意識	8
(5) 基本的生活習慣	9
(6) 特別支援教育	10
(7) キャリア教育	11
(8) 健康教育	11
(9) 安全・安心な教育環境の整備	12
(10) 家庭・地域の教育力	13
(11) 子供たちの文化活動	13
第3章 基本目標	14
第4章 今後5年間で取り組む施策	17
1 本町教育施策策定に当たっての視点	17
(1) 時代を超えて変わらない価値あるものの尊重	17
(2) 社会の変化を乗り越え、未来の社会の創り手となる資質・能力の育成	17
(3) 生涯を通じて一人一人が幸せや生きがいを感じることでできる教育環境づくり	17
(4) 学校・家庭・地域・企業等の積極的連携・協働	18
(5) 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承	18
(6) 持続可能な社会の担い手を育てるためのSDGs教育の推進	18
(7) 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進	19

2	本町教育施策の方向性	19
(1)	お互いに人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	19
(2)	未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進	20
(3)	信頼され、地域とともにある学校づくりの推進	20
(4)	地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進	20
(5)	生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興	20
	基本目標と施策の関連図	21
3	具体的施策	22
(1)	お互いに人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	24
①	道徳教育の充実	24
②	生徒指導の充実	24
③	人権教育の充実	26
④	体験活動の重視	27
⑤	子供の読書活動の推進	27
⑥	文化芸術活動の推進	28
⑦	食育の推進	28
⑧	体力・運動能力の向上	29
⑨	健康教育の充実	30
(2)	未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進	31
①	確かな学力の育成	31
②	特別支援教育の推進	32
③	小規模校・複式学級の指導法の充実	33
④	キャリア教育の推進	33
⑤	幼児教育の充実	34
⑥	郷土教育の推進	35
⑦	教育の情報化の推進	36
⑧	国際理解教育の充実	37
⑨	消費者教育の充実	37
⑩	主権者教育の充実	38
⑪	社会の変化に対応した教育の推進	39
(7)	環境教育	39
(4)	福祉教育・ボランティア活動	39
(3)	信頼され、地域とともにある学校づくりの推進	40
①	開かれた学校づくり	40
②	学校経営・運営の充実	41
③	学校における働き方改革の推進	41
④	教職員の資質向上と服務規律確保	42
⑤	安全・安心な学校づくり	43
(4)	地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進	44
①	地域を支える次世代の人づくり	44
②	地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり	45
③	家庭・地域の教育力の向上	46

(5) 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興	47
① 生涯学習環境の充実	47
② 生涯スポーツの推進	47
③ 文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実	48
④ 地域文化の継承・発展と地域づくりへの活用	49
⑤ 文化財の保存・活用	50
第5章 計画の実現に向けて	52
1 学校・家庭・地域・企業との連携・協働	52
2 関係機関との連携・協力	52
3 県及び他市町との連携	52
4 計画の進捗状況の確認	52

はじめに

我が国では、社会の課題として少子化・人口減少や高齢化，グローバル化の進展と国際的な地位の低下，地球規模の問題，子供の貧困，格差の固定化と再生産，地域間格差，社会のつながりの希薄化など，継続的に掲げられてきています。また，AI, ビッグデータ，IoT, ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられたSociety5.0時代が到来しつつあり，社会の在り方そのものが劇的に変わる状況が生じつつあります。

教育に関しても，新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいえるべき事態が生じ，我が国の教育の課題が浮き彫りになるとともに，学びの変容がもたらされました。このような中，本県においては，確かな学力の定着，いじめ・不登校対策，特別支援教育の充実，県立高校の活性化，学校における働き方改革，教職員の確保と資質向上，AI, IoTなどの技術革新に対応した教育，家計における教育費負担の軽減など，取り組むべき課題が多くあります。

これまで，錦江町教育委員会では，本町の実情に応じた教育振興のための施策についての基本的な計画として，平成21年11月に錦江町教育振興基本計画を，また平成27年5月には第2期錦江町教育振興基本計画を策定し，令和2年3月に第3期鹿児島県教育振興基本計画を策定し，その計画に基づき，総合的かつ計画的に取組を進めてきたところです。

この間，国は，令和5年6月に新たな教育振興基本計画を閣議決定し，教育基本法を普遍的な使命としつつ新たな時代の要請をとりいれていく「不易流行」の考え方を基調とし，令和22年（2040年）以降の社会を見据えた教育施策の在り方を示しました。また，県においても第4期「鹿児島県教育振興基本計画」を令和6年2月に策定しています。

本町においても，これまでの振興計画の最終年度迎え，社会情勢の変化に対応するとともに，国や県の次期計画の内容を参酌し，これまでの計画の各施策の実施状況を踏まえながら，ここに令和7年度からの次期「錦江町教育振興基本計画」を策定しました。

この計画では，基本目標を「夢や希望を実現し ともに未来を創る人づくり ～心豊かでたくましい子供の育成～」に改め，「知・徳・体の調和がとれ，主体的に考え行動する力を備え，未来の社会の創り手となる人間」「郷土に誇りと愛情を持ち，互いに認め，高め合い，生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら意欲的に自己実現を目指す人間」の育成を目指すことを示すとともに，その実現に向け今後5年間に取り組む施策を体系化いたしました。

今後，町教育委員会においては，この計画に基づき，学校，家庭，地域，企業等と連携を図りながら，計画の着実な推進に努めてまいります。

令和7年2月

錦江町教育委員会

第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

錦江町教育委員会は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本町の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、平成21年2月に策定された「鹿児島県教育振興基本計画」を参酌し、平成21年11月に「錦江町教育振興基本計画（第1期計画）」を策定し、これまで総合的かつ計画的に政策に取り組んできました。

【教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）】

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

国においては、令和22年（2040年）以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、人間中心の社会を支えるシステムとなる時代が到来し、将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために教育の果たす役割はますます大きくなっているという認識の下、「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総合的な基本方針として掲げ、目指すべき社会像の中での教育の在り方を示すものとして、令和5年6月に新たな教育振興基本計画を閣議決定しました。

また、県においても、平成30年3月に「かごしま未来創造ビジョン」を策定し、教育も含めた、おおむね10年後を見据えた中長期的な観点から、鹿児島の目指す姿や施策展開の基本方向などを示したところです。策定後、新型コロナウイルス感染症の拡大、デジタル化の進展など、社会情勢が大きく変化し、これらへの対応が重要になってきました。鹿児島の現状を踏まえ、行政課題や挑戦すべきテーマを明確にし、今後の本県のあるべき姿や県政の進むべき基本的な方向性、戦略を示すため、令和4年3月にビジョンが改訂されました。

町教育委員会においては、このような国や県の動向、現在の子供たちを取り巻く諸情勢、また、町のこれまでの成果と課題を踏まえ、引き続き本町の実情に応じた教育政策を推進するため、令和7年度から令和11年度までの5年間に取り組むべき施策などについて示した「錦江町教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の基本的な考え方

本計画は、本町の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、今後5年間に取り組むべき施策を体系化したものです。本計画の対象とする分野は、学校教育、社会教育を中心とするものであり、主として町教育委員会所管事項に関する内容です。

第2章 本町を取り巻く環境

1 これまでの取組の成果

第3期錦江町教育振興基本計画（令和2年度～令和6年度）では、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～ふるさとを誇る『森と水の教育』」を基本目標・基本方針に掲げ、具体的施策を5つの方向性にまとめ、25の施策を体系化し取り組んできました。

その間、学校の業務改善、1人1台端末及びネットワーク環境の整備、特別支援教育及び外国語教育等に係る環境の整備等を進めてきたところです。また、教育委員会にとどまらず、課を超えて、キャリア教育にも力を入れてきました。

計画の進捗状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年度、施策ごとの評価を行い、教育委員及び外部評価委員の評価・意見をいただいた上で、「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書」を作成し、議会に提出するとともに、ホームページで公表しています。

2 社会状況

1 人口減少と少子高齢化

本町の人口は、出席数の減少及び県外転出者の増加等により、近年は減少の一途をたどり、平成12年（2000年）の10,889人が、平成22年（2010年）には8,987人、平成32年（2020年）には6,944人となっています。20年間で、約36%の人口減です。この傾向は今後も続くものと思われ、26年後の令和32年（2050年）には、3,069人になるのではと危惧されています。

また、同時に少子高齢化も進んでおり、令和6年（2024年）の65歳以上の町人口に占める割合は、約48%となっています。

このような状況により、コミュニティの減退、産業や文化の衰退等も懸念されることから、本町においては、未来を担う子供たちへの教育の充実、将来の定住を見据えた各種政策や文化事業の継承に関する取組等を進めています。

2 デジタル化の進展

21世紀はデジタル化伸張の時代となり、人工知能（AI）、IoT、ロボティクス等の新しい技術や用語が生まれ、世界的な規模で発展しています。これらは、現在でもあらゆる産業や社会生活に入り込んでいますが、将来的には今の産業構造や生活構造が、まさに劇的と言えるほど変化していくだろうと予想されています。また、現在、研究が進んでいる量子コンピュータが一般的に使われるような時代になると、かつてコンピュータが世界を変えたように、文明そのものの大きな転換点になる可能性もあります。

そして、国・県・市町村ともに大きな課題となっている労働力不足への対応として、ICT、AI、ロボット等を活用していくことが不可欠な状況であると言えます。

このような社会状況を踏まえると、今の子供たちが社会人となる頃には、先に述べたような情報技術は当たり前のように存在し、活用されていることでしょう。一昔前は、学校教育の中でコンピュータ等の情報機器を利活用することは特別なことのように思われていましたが、現在は、それがごく普通のこととしてICTが利用されるようになってきています。

その一方、スマートフォンやSNS等のソーシャルメディアの急速な普及による弊害が小中学生にも及んでおり、以前はなかった類型のいじめや犯罪に巻き込まれる等の問題が多くみられるようになってきました。また、逆に情報機器に不慣れな高齢者を狙った詐欺事件等も頻発しており、あらゆる世代において、情報活用能力（情報リテラシー）と情報モラルを身に付けることが必要となっています。

3 地球規模での環境問題

世界規模での人口増加，経済成長に伴う産業活動の拡大や生活水準の上昇は，エネルギー消費量の増大による地球温暖化，オゾン層の破壊，生態系の変化といった地球規模での深刻な環境問題を引き起こしています。中でも，気候変動問題は，近年の平均気温の上昇，降雨量の変化による農作物の品質の低下，局地的豪雨による災害の増加，熱中症のリスク増加など，気候変動及びその影響が全国各地で現れており，人類及び全ての生き物の生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

このような気候変動の社会経済活動への影響が生じている中，平成27年のパリ協定をはじめ，温室効果ガスの排出削減に向けた国際的な機運が急速に拡大し，令和2年10月，我が国は「2050年カーボンニュートラル1」を宣言しました。脱炭素社会の実現を目指し，積極的に地球温暖化対策を行うことが，産業構造や経済社会の変革をもたらし，大きな経済成長につながるという発想により，経済と環境の好循環を作りだしていくことが重要です。

また，資源・エネルギーや食糧需要の増大，廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており，持続可能な形で資源を利用する「循環経済2」への以降を目指すことが世界の潮流となっています。

本町においても，環境問題には大きな課題意識をもっており，ゴミの分別回収の徹底と再利用，バイオマス発電，ソーラー発電等に注力しています。また，今後，学校における教室の断熱化も視野に入れているところです。

4 価値観やライフスタイルの多様化

我が国は，高度経済成長を遂げる中で，人々の価値観が大きく変容してきました。心の豊かさを求める風潮とともに，「集団」より「個人」の在り方を大事にする傾向が高まっています。また，様々な価値観をもった人々が多く存在し，価値観の多様化や高齢化，女性の社会進出などにより，個人のライフスタイルも多様化しています。

同時に，世代間の価値観の差の拡大や，核家族化の進行などを背景に，家族・親族，地域，勤め先といった各所属内での関係性が希薄化し，社会的孤立をはじめとした様々な社会問題が指摘されています。

さらに，物質的に豊かになった現代社会においては，人々が個人の自由を求める中で，地域の人と人とのつながりが弱まり，地域への帰属意識は低下するなど，地域社会の脆弱化が進行し，高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況も生じています。

社会教育の場においても，かつて活発に活動していた「子ども会組織」が衰退し，特に都市部では，組織そのものが存在しなくなった地域も多くあります。本町においては，まだ組織はされていますが，実際の活動は縮小してきているのが実情です。

家庭の状況に目を向ければ，三世代世帯の割合が低下し，一人親世帯の割合が上昇傾向にあります。子供の社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い，支えていくことが重要ですが，このような世帯構造の変化や前述の地域社会の変化に伴い，子育てについての悩みや不安について，身近に相談できる相手がいないといった家庭教育上の課題も指摘されています。

しかしながら，本町においては，まだ公民館組織等がしっかりと機能しており，自分たちの地域を自分たちでよりよくしていこうという意識，困ったらお互いに助け合おうという意識が根強く残っています。このような本町の特性を生かし，子育て支援や高齢者支援などの身近な生活課題について，地域と行政が一体となって解決していく取組が必要です。

5 地域課題の多様化・複雑化

先に述べたとおり、本町においても人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み、今後、様々なインフラの更新整備、各種サービスや地域活動の担い手の不足などの課題が多く表出してくることが予想されます。そのような状況にもかかわらず、住民のニーズや地域の課題は、より複雑化・多様化していくことも同時に想定されます。

そこで、本町地域社会においては、地域コミュニティやNPO、企業等によって、地域に必要なサービスの提供やその地域の課題解決に向けた取組みを主体的に行っていくことが求められます。

また、本町行政においては、住民が安全で快適な暮らしを営めるよう、地域の実情や課題に応じて、地域にある多様な主体や県及び他市町との連携を図り、より具体的な政策を進めていく必要があります。例えば、教育分野であれば、児童生徒数の減少に対応するため、文化的、体育的行事等を近隣他市町と合同で行う等の施策が考えられます。今後は、各自治体が抱える課題を相互に補完し合い、逆に強みを生かしていく協力体制が更に重要になってきます。

6 SDGsの推進

持続可能な開発目標、いわゆるSDGsは、平成27年の「国連持続可能な開発サミット」において全会一致で採択された「人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題」とその「具体的な目標」を示しています。「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、令和12年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SDGsを実現するためには、地方自治体及びその地域で活動する多様な主体による積極的な取組が不可欠であり、一層の浸透を図ることが期待されています。

本町においても、目標達成に向けて、様々な地域資源を活用し、多様で独自のSDGsの実現に向けた取組を推進していく必要があります。

3 本町の子供たちを取り巻く現状と課題

1 児童生徒数の減少・学校規模

本町の児童生徒数は、大きく減少を続けており、その傾向は今後も続くと予想されています。我が国では、適切な学校規模を、小・中学校とも「12学級以上18学級以下」を標準としていますが、本町では、それに該当する小・中学校はありません。逆に、令和6年度の実態としては、小学校6校のうち4校が複式学級を抱える小規模校となっており、最も児童数の多い小学校で100人という状況です。中学校も2校合わせて163人の生徒数となっています。

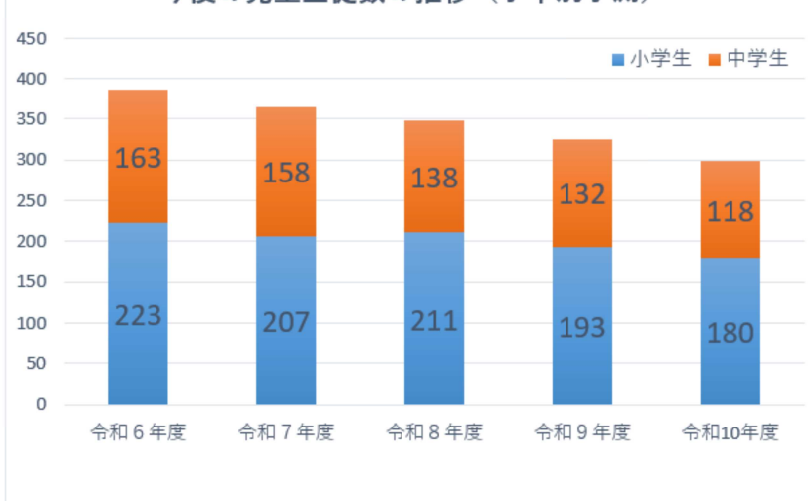
小規模校では、「一人一人の状況が把握しやすく、きめ細やかな指導がしやすい」など、少人数の利点を生かした教育活動が行えるなどの特長がある一方、「多様な考えに触れる機会が少ない」、「クラス替えができない」、「切磋琢磨する教育活動が展開しにくい」、「教職員配置等教育環境の整備が不十分」等の指摘もなされています。

そこで、本町では、平成20年度の中学校統合に続き、令和7年3月をもって小学校3校を閉校し、2校に統合する予定です。これにより、来年度は、小学校3校でスタートすることになります。

【今後の学級数、児童生徒数の推移（学校別予測）】

学校名		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
小学校	大根占小	学級数	8	8	8	8	
		児童数	100	106	111	109	100
	神川小	学級数	5	5	4	4	3
		児童数	34	32	29	27	23
	宿利原小	学級数	2				
		児童数	5				
	池田小	学級数	3				
		児童数	12				
	田代小	学級数	9	9	9	7	7
		児童数	65	69	71	57	57
大原小	学級数	3					
	児童数	7					
小学校児童数 計		223	207	211	193	180	
中学校	錦江中	学級数	6	5	4	4	4
		児童数	123	116	97	88	80
	田代中	学級数	4	4	3	6	6
		児童数	40	42	41	44	38
中学校生徒数 計		163	158	138	132	118	

今後の児童生徒数の推移（小中別予測）



2 学力

令和6年1月に実施した「鹿児島学習定着度調査」及び同年4月に実施した「全国学力・学習状況調査」「全国NRT学力検査」の結果は以下のとおりでした。

【鹿児島学習定着度調査】（令和6年1月実施）

		鹿児島県	大隅地区	本 町	県との差
小五	国 語	68.5	66.5	64.3	-4.2
	社 会	65.3	62.1	56.6	-8.7
	算 数	74.6	72.3	70.3	-4.3
	理 科	75.4	73.3	73.4	-2.0
中一	国 語	75.9	74.4	76.4	+0.5
	社 会	54.4	53.5	39.0	-15.4
	数 学	74.3	73.9	79.7	5.4
	理 科	66.3	66.1	66.3	0.0
	英 語	77.0	75.2	74.2	-2.8
中二	国 語	65.6	63.7	68.0	2.4
	社 会	62.3	60.2	58.2	-4.1
	数 学	65.6	63.7	68.0	2.4
	理 科	62.3	60.2	58.2	-4.1
	英 語	71.4	68.3	75.3	3.9

※ 対象：小5，中1，中2

※ 数値：通過率

【全国学力・学習状況調査】（令和6年4月実施）

		全 国	鹿児島県	本 町	全国との差
小六	国 語	67.7	69	64	-3.7
	算 数	63.4	62	58	-5.4
中三	国 語	58.1	56	55	-3.1
	数 学	52.5	50	56	+3.5

※ 対象：小6，中3

※ 数値：通過率

【教研式NRT学力検査】（令和6年4月実施）

		本 町
小学校	国 語	48.0
	社 会	47.4
	算 数	47.6
	理 科	47.6
	英 語	49.5
教科総合		47.9

		本 町
中学校	国語	46.7
	社会	47.7
	数学	47.0
	理解	47.6
	英語	46.0
教科総合		46.9

※ 対象：小1を除く全児童生徒

※ 数値：標準偏差

全体的に課題の残る結果となりました。小学校では全教科とも県，全国を下回り，学校間の差が大きい状況でした。中学校では教科間の差が目立ちました。これらのことから，今回の結果は，指導する側の指導力による差を表したものであると考えられます。また，中学校では，小学校時の学力を引き継いでいくことから，今後の学力向上のためには，特に小学校の職員個々の指導力を高めていく必要があります。中でも，本町は，新規採用教職員の割合が非常に高い小学校もあることから，経験値の低い教職員の育成が大きな課題の一つでもあります。

3 いじめ、不登校

近年、社会環境が大きく変化する中、国内においては、いじめによる重大事案の発生、不登校児童生徒の増加が続いており、極めて憂慮すべき状況にあります。

本町においては、いじめによる重大事案は発生していませんが、悪口やからかい等の事案は時折発生しており、その都度、各学校において事実関係を確認し、細やかな指導を行っております。いじめ問題に限らず、子供たち同士の争いや人間関係に関する問題等は、単に加害側と思われる児童生徒を短絡的に指導するのではなく、そこに至った背景をしっかりと確認し、その上で適切な指導を行っていくことが肝要です。いずれにしましても、「いじめはどの学校、学級でも起こり得る」という認識をもち、全ての学校が「一件でも多く発見し、解消を図る」といった早期発見、早期対応に取り組む必要があります。

不登校問題については、数名の児童生徒が不登校又は不登校傾向にあり（令和6年度当初）、出現率としては県平均を下回っています。不登校に至る要因としては、無気力や不安等の本人に起因するもの、学校生活や友人関係、家庭環境に起因するもの等が複雑に絡み合っていることが多く、個々の状況に応じた指導体制の構築が必要だと考えています。具体的には、一人一人の状況に応じた個別支援計画をもとに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、家庭や関係機関等とも連携した継続的な支援を行う必要があります。

いじめ問題、不登校問題については、ネット依存やSNSの利用によるトラブルから発生することも多く見られます。児童生徒が被害者、加害者にならないよう、情報モラル教育を徹底することも必要です。

4 規範意識

教育基本法の教育目標には、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」とあり、学校教育法における義務教育の目標には、「自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」と明記されています。

令和6年度全国学力・学習状況調査における本町児童生徒の質問紙回答は、次のとおりです。

		■ 人が困っているときは、進んで助けていますか。			
		当てはまる	どちらかといえば当てはまる	どちらかといえば当てはまらない	当てはまらない
小学校	全 国	46.0	46.7	6.2	1.1
	鹿児島県	44.8	48.5	5.9	0.7
	本 町	37.3	58.8	3.9	0.0
中学校	全 国	38.3	51.8	8.3	1.2
	鹿児島県	38.0	53.3	7.3	1.0
	本 町	37.7	52.8	9.4	0.0

		■ いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。			
		当てはまる	どちらかといえば当てはまる	どちらかといえば当てはまらない	当てはまらない
小学校	全 国	79.5	17.2	2.5	0.8
	鹿児島県	79.3	17.6	2.3	0.7
	本 町	84.3	13.7	2.0	0.0
中学校	全 国	77.5	18.2	2.9	0.9
	鹿児島県	79.9	16.7	2.3	0.7
	本 町	75.5	20.8	1.9	0.0

		■ 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。			
		当てはまる	どちらかといえば当てはまる	どちらかといえば当てはまらない	当てはまらない
小学校	全国	36.8	46.7	12.9	3.5
	鹿児島県	36.4	48.6	12.1	2.8
	本町	39.2	47.1	13.7	0.0
中学校	全国	26.4	49.7	18.1	5.5
	鹿児島県	26.4	51.9	17.1	4.3
	本町	20.8	52.8	20.8	5.7

これらの結果からは、友達や周りの人への優しさや思いやりについては、全国・県平均をやや上回るものの、特に中学生における「主体的に社会の形成に参画する」意識はやや低いことがうかがえます。今後の課題として、自分たちの住む地域を見つめ、よさを発見し、更によくしていこうという心情を育むことが必要であると考えられます。

5 基本的生活習慣

子供たちが将来に渡って健やかに成長していくためには、日々の基本的生活習慣が身に付いている必要がありますが、近年、全国的に、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養と睡眠時間の確保等に課題が見られるようになってきているとの指摘があります。

令和6年度全国学力・学習状況調査における本町児童生徒の質問紙回答は、次のとおりです。

【小学校：6年生 中学校：3年生 単位：％】

		■ 朝食を毎日食べていますか。			
		している	どちらかといえば、している	あまりしていない	全くしていない
小学校	全国	83.4	10.3	4.6	1.7
	鹿児島県	84.5	10.2	4.1	1.2
	本町	80.4	9.8	7.8	2.0
中学校	全国	79.1	12.1	5.8	2.8
	鹿児島県	82.5	10.4	4.9	2.0
	本町	84.9	7.5	5.7	1.9

		■ 毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか。			
		している	どちらかといえば、している	あまりしていない	全くしていない
小学校	全国	39.7	43.2	14.3	2.8
	鹿児島県	40.0	43.8	13.9	2.3
	本町	37.3	49.0	13.7	0.0
中学校	全国	34.9	45.8	16.1	3.0
	鹿児島県	39.0	46.1	12.8	1.8
	本町	43.4	43.4	11.3	1.9

		■ 毎日、同じくらいの時刻に起きていますか。			
		している	どちらかといえば、している	あまりしていない	全くしていない
小学校	全国	56.1	35.5	7.1	1.3
	鹿児島県	56.0	35.7	7.2	1.0
	本町	51.0	39.2	9.8	0.0
中学校	全国	55.3	37.2	6.1	0.9
	鹿児島県	59.2	35.1	4.7	0.6
	本町	58.5	34.0	7.5	0.0

本町児童生徒は、上記三項目については、概ね全国平均並みですが、朝食を「あまり摂らない、全く摂らない」児童生徒も一定数いることが分かります。また、就寝時刻と起床時刻が不安定な児童生徒も見られます。他の調査項目で、スマートフォン等を使つてのSNS（動画視聴含む）やゲームそれぞれの利用時間について、40%弱の児童生徒が「平日でも2時間以上利用している」と回答していました。つまり、SNSとゲームを両方している児童生徒は、それ以上の相当な時間をこれらに充てていることになります。これら情報機器の過度の利用が基本的な生活習慣に及ぼす影響は、大変大きいのではないかと危惧されます。学校教育または家庭教育、社会教育の中で、情報機器との適切な付き合い方を学ばせていく必要があります。

6 特別支援教育

特別支援教育については、障害者差別解消法や医療的ケア児支援法等の改正・成立等も踏まえ、全ての子供たちが個の実態に応じた適切な教育を受けられる環境の整備が必要です。また、共生社会の構築に向けて、状況に応じたインクルーシブ教育を進めていく必要もあります。インクルーシブ教育においては、障害のある子供たちと障害のない子供たちが可能な限りにおいて、同じ場で学ぶことを追求するとともに、障害のある子供たちの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるようにしていくことが重要です。しかし、「同じ場で学ぶこと」がインクルーシブ教育の目的ではなく、その場が障害のある子供たちにとっても確かな学びの場でないといけないことには十分留意する必要があります。

本町における特別な支援が必要な児童生徒（特別支援学級在籍）の割合は、年々増加してきています。これは、全国、県と同じ状況です。

以下に、過去6年間の推移を示します。

【全児童生徒数に占める特別支援学級在籍児童生徒数の割合】 ※単位：％

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2.2	2.1	3.1	3.4	3.9	4.9

本町においては、近年、児童生徒数が大きく減少しているにもかかわらず、特別支援学級在籍児童生徒数は増加しており、ここ5年間でその割合が2倍以上増えていることが分かります。これは、子供たちの実態や困り感に沿った適切な就学相談が行われた結果とも言えます。

今後も、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、多様な学びの場の一層の充実を図るために、指導方法や指導体制、施設環境等の整備を進めていく必要があります。そのためにも、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上、ICT技術の活用、関係機関の更なる連携が必要です。特別支援教育は、適切な場と指導法、環境が与えられれば、特別な支援を必要とする児童生徒はもちろんのこと、障害のない児童生徒の学びにも大きなプラス面の影響を与えます。全ての子供たちが、学習活動に生き生きと参加し、充実した時間が過ごせることを目標にしていくことが大切です。

7 キャリア教育

近年、特に産業や経済の分野において、社会の構造的な変化が著しく、AIやロボットの進化・普及によって、将来の産業形態や雇用形態がこれまでになく多様化していくことが予想されます。

今を生きる子供たちが、将来にわたって充実した生活を送るためには、自己の未来を見据え、将来の生き方や進路に夢や希望をもち、その実現に向けて着実に歩みを進めていくことが必要であり、まずは日々の学校生活や学びに真摯に取り組めるようになることが大切です。

子供たちが、将来、よき社会人・職業人として自立していくには、早い段階から自分の生き方について考えるきっかけを与え、同時にコミュニケーション能力を育成することが重要です。また、様々な職業を見たり、体験したりする機会を得ることも大事な視点です。小学校では、夢や希望をもち、目標に向けて努力する態度を育成すること、中学校では、様々な職業について具体的に理解させ、自己の適正について考えさせること、義務教育全体を通して、多くの職業に触れる機会を与えること等、児童生徒の発達段階に応じてキャリア教育を充実させる必要があります。

本町においては、「お仕事バイキング」「アントレプレナーシップ教育」など、様々な職業について知り、未来を考える機会となるような取組、ICTワークキャンプやアニメーターワークショップなど、児童生徒個々が興味をもっているもの、又は得意とする分野について学び、更に高めるような事業を関係各課が実施しているところです。

今後、これらの事業の特長がよりよく発揮されるよう、事前・事後の学習や振り返りを充実させ、子供たちが自らの将来について、じっくり考え、夢や希望をもって、その実現に向けて一步一步取り組んでいけるようにしていくことが大切です。

8 健康教育

近年の生活様式や生活環境の著しい変化は、児童生徒の心身に大きな影響を及ぼしており、生活習慣や食習慣の乱れ、う歯（むし歯）や視力低下、運動する機会の減少等による体力の低下など、児童生徒の健康に関する課題は、多様化・複雑化しています。

このような状況下において、健やかな体の成長、豊かな心身の育成を図るためには、学校保健、学校給食・食育の充実、学校体育の充実など、学校における健康教育の充実を図ることが重要です。また、学校外においても、社会体育の裾野を広げ、充実を図ることも大切な視点です。

「食」は、人が生きていく上でその根幹をなす活動であり、児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を習得することは、健康を保持・増進しながら成長していく上で大変重要なことです。そのためには、専門職である栄養教諭を中核として、各学校での「食に関する指導」の充実を図る必要があります。本町においては、現在、全小中学校で栄養教諭が各担任等とともに「食に関する指導」を行っています。

体力は、日常の活動を支えているほか、健康の維持、意欲や気力の充実といった点でも大きな役割を果たしており、児童生徒の成長にとって大変重要な要素です。

下の表は、過去2年間の本町児童生徒の体力に係る調査結果です。

【全国体力・運動能力調査】（令和4・5年度）

			全 国	鹿児島県	本 町	全国との差
R4	小5	男 子	52.28	51.86	55.86	3.58
		女 子	54.31	54.24	58.54	4.23
	中2	男 子	41.04	40.60	38.43	-2.61
		女 子	47.42	47.32	49.13	1.71
R5	小5	男 子	52.59	51.87	54.52	1.93
		女 子	54.28	53.72	57.21	2.93
	中2	男 子	41.32	39.78	41.88	0.56
		女 子	47.22	46.42	50.00	2.78

※ 対象：小5，中2
※ 数値：体力合計点

調査結果では、本町の児童生徒の体力・運動能力は、全体的に全国・県を上回っている

と言えます。種目別に見ると、いくつか下回っているものもありましたが、ほとんどの種目ではよい結果を出していました。

体力向上については、学校教育の中では体育科の授業を中心として、社会教育の中では生涯スポーツの観点から、児童生徒が楽しみながら運動に親しみ、自らの体力向上を目指していくような取組の工夫が必要となります。

学校における保健指導は、心身ともに健康な国民の育成のために大きな役割を担う教育活動であり、児童生徒の生涯にわたる健康づくりの基盤をなすものとなっています。歯と口の健康づくりも、その一環として行われています。

下の表は、令和6年度の本町児童生徒のう歯（むし歯）罹患率を全国平均と比較したものです。

	全 国	本 町	全国との差
小学生(全)	37.02	29.46	-7.56
中学生(全)	28.24	25.81	-2.43

※ 処置完了者数も含めた割合

※ 全国値：令和4年度学校保健統計調査確報値（文部科学省）による

結果としては、全国平均よりもよい結果となっていますが、今後も、歯肉炎予防対策と併せて、歯科保健指導の充実を図っていくことが大切です。

子供たちの歯を健康に保つために、教育委員会としては、令和2年度途中から、学校におけるフッ化物洗口事業を開始し、令和4年度からは全小中学校で取り組んでもらっています。

9 安全・安心な教育環境の整備

近年、全国的に見ると、学校への不審者の侵入、登下校中における不審な声かけ等、児童生徒の心身の安全を脅かすような事案が発生し、大きな社会問題の一つとなっています。また、児童生徒の交通事故や水難事故も後を絶たず発生している状況にあります。

本町においては、不審者への対応として、スクールガードリーダーを委嘱し、登下校時を中心に定期的に各小学校区を巡回してもらい、児童生徒の見守り体制を整えています。

各学校においては、不審者対応訓練、交通安全教室や着衣水泳訓練等を実施し、教職員及び児童生徒の安全意識を高め、児童生徒が安全に日常生活を送れるよう具体的に学ぶ場を設けています。また、自然災害への対応の在り方については、年数回の各種避難訓練を実施し、安全な避難行動の方法について学んでいます。

本町の学校施設については、耐震化率100%ではありますが、老朽化は進んでいる状況です。施設の異常等が見られた場合、児童生徒の安全確保の観点から、町として早急に対応する必要があります。また、校舎内はもとより、各種固定施設の安全については、各学校で定期的に行う安全点検を徹底し、腐食や金具の飛び出し等、危険箇所を見逃さないことが肝要です。そのためには、目視だけに頼らず、五感を用いた細やかな点検が必要となります。

校内における児童生徒の安全については、上記の他、児童生徒個々の健康状況に応じた対応が必要となる場合もあります。特に留意が必要な疾患を有する児童生徒については、その対応の在り方を全職員で共有し、緊急時における対応が円滑に行えるようにしておかねばなりません。

安心・安全な環境のもと、教育活動が展開されることは、学校教育の根幹をなすものです。今後とも、これらの安全に係る指導や点検等が具体的な場面に合致しているか、常に検証しながらより効果的なものとなるよう、職員の研修も含め充実させていく必要があります。

10 家庭・地域の教育力

近年、全国的な課題として、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。現代社会では、家族形態も多様化し、地域とのつながりが希薄な家庭も多くあります。そのため、子育てに関する情報共有や相談ができず、孤立する保護者も多く存在するという状況が全国的には見られるそうです。また、地域で子供を育てるという機運も薄くなってきているとも言われています。

家庭は、子供たちが健やかに成長するための最も基本となる居場所であり、家庭の中で慈しまれ、適切な躰を受けながら日常を過ごしていく中で、生命尊重の精神、遵法精神、他人への思いやり、善悪に対する判断力等が養われていくものです。また、地域としても、そこで育つ子供たちを温かく見守り、声を掛け合い、家庭とともに育てるという雰囲気醸成していくことが、子供たちが地域の中で安全かつ健やかに成長していく大きな一助となります。

本町においては、子ども会、PTA、地域女性団体、青年団等の社会教育関係団体が、学校や教育委員会、公民館等と連携しながら、地域づくりや家庭教育の充実、青少年の健全育成を目指し、地域に根ざした活動を行っています。しかし、ここでも人口減少及び家族形態や住民の意識の変化等により、子ども会の減少、各種団体の構成員の減少や高齢化が進んでおり、大きな課題となっています。

また、本町では各小中学校に「学校運営協議会」を設置し、校長が示す学校経営や運営に関する計画について、地域から意見をもらい、また、実践状況について評価していただくなどし、よりよい学校運営を目指して改善が図られるようにしています。

家庭と地域の教育力を保ち、また高めていくことは、学校教育の充実にも大きなプラス面の影響を与えます。教育委員会としても、各種団体、公民館等と連携を更に深め、また各学校と連携しながら学校運営協議会や家庭教育学級等の充実を図っていく必要があります。

11 子供たちの文化活動

本町には、地域に伝わる文化や伝統芸能が今でもいくつか残され、伝承されています。小学校によっては、例えば「棒踊り」や「神舞」などの歴史ある伝統芸能（文化）の練習に取り組み、運動会や学習発表会等でその成果を発表している学校もあります。これらの学校では、地域とのつながりも深く、相互に協力しながら継承活動に取り組んでいるところです。

教育委員会としては、「芸術鑑賞会」、「音楽発表会」等を開催し、子供たちが優れた演劇を鑑賞したり、自らが音楽を発表したりする機会を設けています。

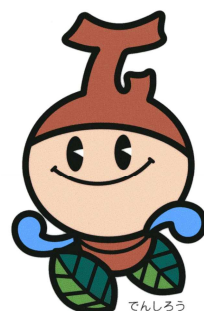
子供たちに地域の伝統文化に親しませることは、郷土に誇りをもつ心の醸成や、鹿兒島の歴史や文化を生かした地域づくり、郷土芸能や伝統行事等の担い手育成の視点からも意義あることです。また、多様な芸術や文化的活動に触れさせることは、子供たちの豊かな心や感性を育む上で、貴重な体験となるものです。

しかし、本町においては人口減少が大きな波となって押し寄せており、伝統的な文化や芸術の継承が非常に大きな課題となっています。また、令和7年度に小学校が再編統合されることから、閉校となる学校が一翼を担ってきた伝統芸能（文化）の継承を今後どうしていくのかという課題も地域とともに考えていく必要があります。

第3章 基本目標

【基本目標】

「夢や希望を実現し ともに未来を創る人づくり」
～ 心豊かでたくましい子供の育成 ～



【基本方針】 「ふるさとを誇る『森と水の教育』」

〔児童生徒の成長の姿〕

- 1 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、未来社会の創り手となる人間
- 2 郷土に誇りと愛情を持ち、互いに認め、高め合い、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら意欲的に自己実現を目指す人間

本町は、大隅半島の南部に位置し、学校教育に対する関心も高く、地域全体で子供たちを育てようとする伝統的な地域の教育力が残っています。そのような環境の中で、本町ではこれまで「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間」の育成に取り組んできました。

また、令和5年6月16日に閣議決定された国の「新たな教育振興基本計画」では、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」の考え方を基調とし、総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」を掲げ、令和22年（2040年）以降の社会を見据えた教育政策の在り方が示されました。

このようなことを踏まえ、第4期錦江町教育振興基本計画では、基本目標を「夢や希望を実現しともに未来を創る人づくり～心豊かでたくましい子供の育成～」とし、基本方針としては「ふるさとを誇る『森と水の教育』」とします。

夢や希望には、将来のなりたい自分の姿などを思い描く長期的なものや、日々の生活を振り返る中で、自分が目指す姿を思い描く短期的、中期的なものがあります。現代は将来の予測が困難な時代であると言われる中であって、子供たちが、それぞれの夢や希望を持ち、その実現に向けて、意欲をもって挑戦できる環境を整えていくことは、ますます重要となってくることが考えられます。

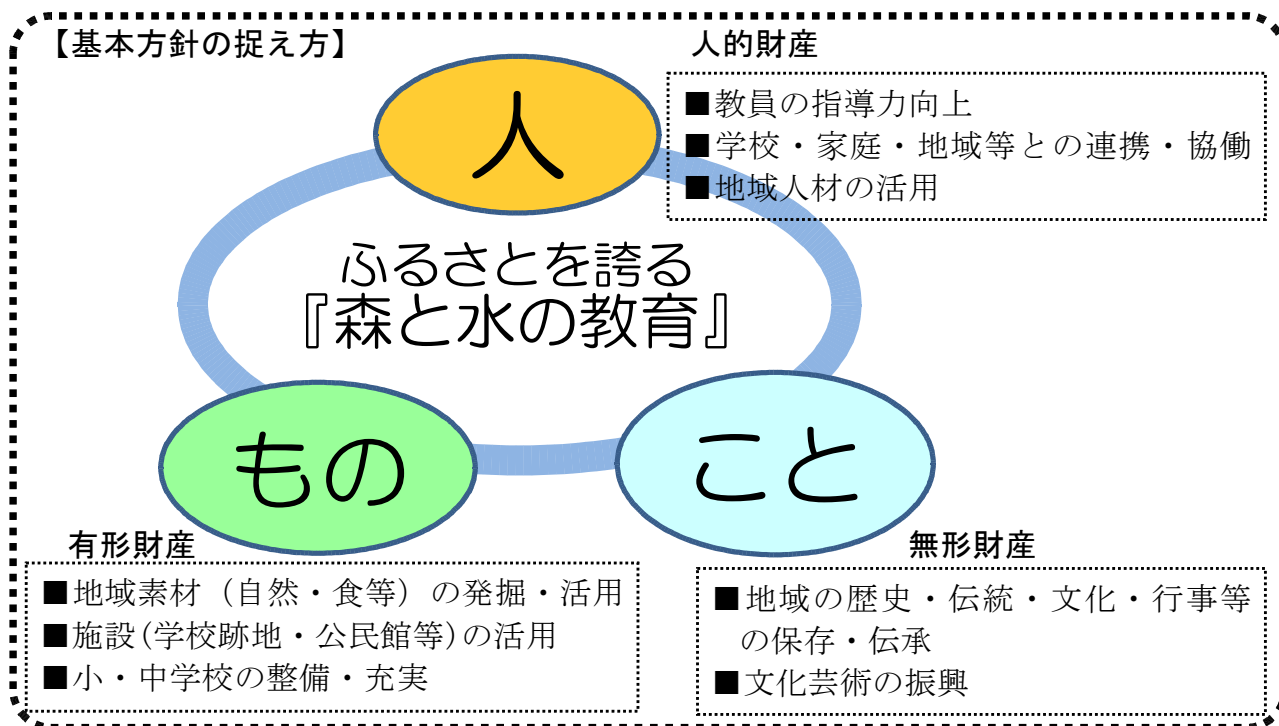
夢や希望の実現には、規範意識、倫理観、感謝や思いやりの心、他者の痛みを理解する優しさ、生命を大切に作る心、自己肯定感・自己有用感などの豊かな心や、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化をたくましく乗り越え、豊かな人生を切り拓き、未来の社会の創り手となる資質・能力を育んでいく必要があります。

また、一人一人が夢や希望の実現に向けて意欲的に挑戦し続ける中で、誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を創ることのできる、鹿児島並びに錦江町に誇りをもった人

材育成も進めていく必要もあります。

これらのことを踏まえながら、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、未来社会の創り手となる人間」「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、互いに認め、高め合い、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら意欲的に自己実現を目指す人間」の育成に取り組みます。

【基本方針】 ふるさとを誇る『森と水の教育』



「ふるさとを誇る『森と水の教育』」とは

錦江町に住む私たちにとって、「森」や「水」は常に身近にあり、なくてはならない存在で大切なものです。しかし、それらを意識することは少ないのではと思われます。

「森と水の教育」とは、郷土の自然を学習に利用することのみにとどまらず、私たちの身の回りにあるあらゆる地域素材（資源）を再度見つめ直し、教育に生かしていくことを示しています。

さらに、ふるさとの「森」や「水」からイメージされる「豊かさ」「偉大さ」「清らかさ」「たくましさ」など、教育によって得ることのできる成長の姿を表しています。

錦江町で学んだことを糧に、「ふるさとを忘れず、世界のどこにおいても活躍できる人として成長してほしい」、そして、「ふるさとを支え、その発展に寄与できる人となってほしい」、そんな思いが込められています。

1 「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、未来の社会の創り手となる人間」

将来の予測が困難な時代において、持続可能な社会を維持・発展させていくためには、学び続ける人材の育成が求められています。そのためには、学習者を主体として、他者との協働や課題解決型学習などを通じ、深い学習を体験し、自ら思考することを重視する考え方は、初等中等教育のみならず、生涯学習や社会教育においても重要です。

子供たちは、社会生活を送る上で、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、物事を成し遂げる力、公共の精神等を身に付ける必要があります。特に、我が国の子供たちは、諸外国の子供たちに比べて、自己肯定感が非常に低いという町結果があることから、これを高めていくことが必要です。

また、体力は人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっています。一人一人が、充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣や体力・運動能力を身に付けさせるとともに、心身の健康づくりに必要な知識、習慣も身に付けさせることが必要です。

これらのことを踏まえ、一人一人が自分のよさや可能性を認識し、個々の状況に応じて知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、そのよさや持てる力を発揮し、多様な人々と協働しながら未来の社会の創り手となる人間の育成を目指します。

2 「郷土に誇りと愛情を持ち、互いに認め、高め合い、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら意欲的に自己実現を目指す人間」

グローバル化する社会の中で、グローバルな立場から社会の持続的な発展を生み出し、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として捉え、世界を舞台に国際的なルール形成をリードしたり、社会経済的な課題解決に参画したりするグローバル・リーダーや、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成を推進していくことが必要です。

そのためには、日本や外国の文化を理解し、日本への愛着や誇りを持ちつつ、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められており、国際的な交流活動の推進や外国語教育の充実、国際理解教育の推進などを図っていく必要があります。

さらに、個人の自発的意思に基づいて行うことを基本とし、教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図る学習は、長寿化が進展する人生100年時代において、誰もが幸せや豊かさを感じられる社会の実現につながる重要な意義を有するものであります。そのためには、誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合いながら年齢を問わず学び続けことができる教育環境を整備していくことが必要となります。

これらを踏まえ、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合いながら年齢を問わず学び続け、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら意欲的に自己実現を目指す人間の育成を目指します。

第4章 今後5年間で取り組む施策

1 本町教育施策策定に当たっての視点

(1) 時代を超えて変わらない価値あるものの尊重

教育には、「不易（時代を超えて変わらない価値のあるもの）」と「流行（時代の変化とともに変えていく必要があるもの）」があると言われています。個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切にする心、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は、いつの時代の教育でも大切に育んでいかなければならないものであり、施策の推進に当たって重要視されるものです。また、例えば具体的な指導法の分野においても、ICTの利活用は現代を象徴するものですが、発問や板書、ノート指導等、その根幹をなす不易の部分があります。

本町の教育を推進するにあたって、学力の向上とともに、人間が社会生活を営む上で必要不可欠な不易たる内容もしっかりと見据え、その柱としていきます。

(2) 社会の変化を乗り越え、未来の社会の創り手となる資質・能力の育成

これからの時代は、社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つだけでは難しい時代になると言われています。社会の変化を前向きに受け止め、デジタル化が進展する中であっても、人間ならではの感性を働かせて、社会や人生、生活をより豊かなものにする必要（「流行」）があります。

そのためには、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、未来の社会の創り手になることができるよう、その資質・能力を育成していきます。

とりわけ、人工知能（AI）、ビッグデータ等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 においては、「主体性」「リーダーシップ」「創造力」「課題設定・解決能力」「論理的思考力」「表現力」「チームワーク」等の資質・能力を備えた人材が期待されています。また、誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会の創り手となるためには、「協働性」「利他性」「多様性への理解」「社会貢献意識」「自己肯定感」「社会的情動スキル」「非認知能力」を育成する視点も重要となります。

(3) 生涯を通じて一人一人が幸せや生きがいを感じることでできる教育環境づくり

一人一人が幸せや生きがいを感じることをするために、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す学びを、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要があります。

また、子供たちが幸せや生きがいを感じるためには、学校教育を担う教師が、保護者や地域との信頼関係を築くことができ、心理的安全性が保たれ、よい労働環境にあることも大切です。

さらに、本町においては、地域の地理的条件にかかわらず、どの学校や地域でも均質で充実した教育が受けられるようにすることも必要です。

これらを実現するため、必要な教育環境づくりに努めます。

(4) 学校・家庭・地域・企業等の積極的連携・協働

学校は、一人一人の個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲をしっかりと身に付けさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくという役割があります。

家庭は、教育の原点であり、家庭教育は、全ての教育の出発点です。子供に社会生活を送るために必要な基本的習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を促すことが求められます。

地域は、社会の基本的単位である家庭を支えるとともに、大人や異年齢集団の中での交流を通じた様々な体験の積み重ねによる人間性の育成など、子供たちが家庭・地域の中で役割を果たし、自立した個人として成長する上で、非常に大きな役割を担っています。

企業は、学校等と連携した職業教育・キャリア教育への協力、企業としての教育力や資源を活用した取組、社員のワーク・ライフ・バランスの確保のための取組等により、社会的責任として、地域社会の教育力向上のため、役割を担っていくことが求められています。

本町教育における学校、家庭、地域、企業等の役割を再度見直し、まずは、それぞれがその役割を確実に果たし、積極的に他に働きかけて相乗効果を高められるように、連携や協働の視点を大事にしながら各施策を推進します。

(5) 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

本町には、教育を大事にする伝統や精神、風土があり、豊かな自然、地域に根ざした個性あふれる文化、農林水産業等の産業、様々な分野で活躍している人材など教育的資源も豊富であり、また、地域全体で子供たちを育てるという伝統的な地域の教育力も残っています。

学校教育においても、これらの貴重な資源や人材の有効活用及び未来への継承を図っていきます。

(6) 持続可能な社会の担い手を育てるためのSDGs教育の推進

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択された2030年を年限とする17の国際目標を「錦江町小・中学生SDGs教育事業」として取り入れ、この目標を達成する視点も踏まえて教育行政に取り組んでいきます。具体的には、17の目標の中の教育に関連する6つの目標「③すべての人に健康と福祉を、④質の高い教育をみんなに、⑤ジェンダー平等を実現しよう、⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに、⑪住み続けられるまちづくりを、⑫つくる責任つかう責任」に取り組みます。



(7) 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

デジタル化には一般的に、第1段階として紙の書類をデジタル化するなどの「デジタルイゼーション」、第2段階として業務プロセスをデジタル化するなどの「デジタルイゼーション」、第3段階としてデジタル化で業務、組織を変革することを目指す「デジタルトランスフォーメーション」があります。

教育分野においては、GIGAスクール構想による1人1台端末の実現をはじめ、校務の効率化を図るソフトウェアの導入など、ICT環境整備が進展してきたところです。これにより、第1段階の準備は整ったところであり、今後、第2段階への移行を着実に進め、ICTを効果的に活用した探求的な学びなどの第3段階を目指します。

2 本町教育施策の方向性

「本町教育施策策定に当たっての視点」を踏まえ、今後、5年間で取り組む施策の方向性を以下の5点に集約します。

(1) お互いに人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

子供たちへの教育においては、お互いの人格を思いやりの気持ちをもって尊重し、基本的な生活習慣や社会生活を送る上で必ずもつべき規範意識を養うとともに、法やきまりを尊重・遵守し、適切に判断・行動できる人間を育てることが重要です。また、子供たちが、安心して学習に取り組むためには、所属する集団内での相互の支援や助言等も必要です。

鹿児島県には、「負けるな、嘘を言うな、弱い者をいじめるな」など、困難に直面したときにあきらめずに努力することや他人を思いやる心をもたなければならないという教えもあります。

将来の予測が困難な現代社会をたくましく生きていく上で、子供たちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性や心身共に健康で幸福な生

活を営むことができる資質・能力を育成する教育を推進します。

(2) 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子供たちが、基礎的基本的な学力を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。

また、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに望ましい勤労観・職業観を身に付けさせます。

さらに、環境教育や福祉教育などの社会の変化に対応した教育や、子供一人一人の自立と社会参加に向けて、障害の状態や教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。

(3) 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

学校において、それぞれの教育の目標が達成されるためには、学校や教職員がその役割を十分に果たし、「信頼される」学校づくりを進める必要があります。

また、地方創生の観点から、「次世代の学校」として、学校と地域が連携・協働し、学校を核として地域を活性化していくことが不可欠であるとの考えから、「地域とともにある学校」づくりも求められています。

さらに、信頼される学校づくりの推進に当たっては、校長のリーダーシップの下、学校における働き方改革の推進や教職員の更なる資質向上、安全・安心な環境づくり等にも取り組んでいきます。

(4) 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

教育の振興には、地域の担う役割は大きいものがあります。鹿児島県には、「人の子も我が子も地域の子」という言葉があるように、子供を地域で育てるという風土が、現在でも残っています。本町においても、地域が「我が地域の子」として、子供たちを温かく見守り、育てようとする気運があります。また、家庭でも「子供のしつけや正しい生活習慣は家庭で」との意識もあります。

このような状況にある本町においては、学校がその役割を十分に果たしながら、家庭や地域社会と密に連携し合い、その相乗効果によりさらに高い教育力を発揮できるよう支援していきます。

(5) 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

子供から大人まで全ての町民が、生涯を通じて、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かし活躍できることは、豊かな人生を送ることにつながっていきます。

また、町民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことは、心身両面にわたる健康の保持増進に大きく寄与するものであり、大切な視点です。

さらに、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものです。

以上のことを踏まえ、生涯学習、生涯スポーツ、文化の振興のための環境づくりに取り組んでいきます。

基本目標と施策の関連図

【基本目標】 「夢や希望を実現し ともに未来を創る人づくり」
～心豊かでたくましい子供の育成～

【基本方針】 「ふるさとを誇る『森と水の教育』」

目指す人間像

- 1 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備えた未来社会の創り手となる人間
- 2 郷土に誇りと愛情を持ち、互いに認め、高め合い、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら意欲的に自己実現を目指す人間

今後5年間に取り組む施策（令和7年度～令和11年度）

【本町教育の取組における視点】

- ① 時代を超えて変わらない価値あるものの尊重
- ② 社会の変化を乗り越え、未来社会の創り手となる資質・能力の育成
- ③ 生涯を通じて一人一人が幸せや生きがいを感じることでできる教育環境づくり
- ④ 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働
- ⑤ 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承
- ⑥ 持続可能な社会の担い手を育てるためのSDGs教育の推進
- ⑦ 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

【本町教育施策の方向性と具体的施策】

1 お互いに人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ① 道徳教育の充実
- ② 生徒指導の充実
- ③ 人権教育の充実
- ④ 体験活動の重視
- ⑤ 子供の読書活動の推進
- ⑥ 文化芸術活動の推進
- ⑦ 食育の推進
- ⑧ 体力・運動能力の向上
- ⑨ 健康教育の充実

2 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

- ① 確かな学力の育成
- ② 特別支援教育の推進
- ③ 小規模校・複式学級の指導法の充実
- ④ キャリア教育の推進
- ⑤ 幼児教育の充実
- ⑥ 郷土教育の推進
- ⑦ 教育の情報化の推進
- ⑧ 国際理解教育の充実
- ⑨ 消費者教育の充実
- ⑩ 主権者教育の充実
- ⑪ 社会の変化に対応した教育の推進
- (7) 環境教育
- (1) 福祉教育・ボランティア活動

3 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

- ① 開かれた学校づくり
- ② 学校経営・運営の充実
- ③ 学校における働き方改革の推進
- ④ 教職員の資質向上と服務規律確保
- ⑤ 安全・安心な学校づくり

4 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

- ① 地域を支える次世代の人づくり
- ② 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり
- ③ 家庭・地域の教育力の向上

5 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

- ① 生涯学習環境の充実
- ② 生涯スポーツの推進
- ③ 文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実
- ④ 地域文化の継承・発展と地域づくりへの活用
- ⑤ 文化財の保存・活用

3 具体的施策

(1) お互いに人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ① 道徳教育の充実
- ② 生徒指導の充実
- ③ 人権教育の充実
- ④ 体験活動の重視
- ⑤ 子供の読書活動の推進
- ⑥ 文化芸術活動の推進
- ⑦ 食育の推進
- ⑧ 体力・運動能力の向上
- ⑨ 健康教育の充実

(2) 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

- ① 確かな学力の育成
 - ② 特別支援教育の推進
 - ③ 小規模校・複式学級の指導法の充実
 - ④ キャリア教育の推進
 - ⑤ 幼児教育の充実
 - ⑥ 郷土教育の推進
 - ⑦ 教育の情報化の推進
 - ⑧ 国際理解教育の充実
 - ⑨ 消費者教育の充実
 - ⑩ 主権者教育の充実
 - ⑪ 社会の変化に対応した教育の推進
- (ア) 環境教育
- (イ) 福祉教育・ボランティア活動

(3) 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

- ① 開かれた学校づくり
- ② 学校経営・運営の充実
- ③ 学校における働き方改革の推進
- ④ 教職員の資質向上と服務規律確保
- ⑤ 安全・安心な学校づくり

(4) 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

- ① 地域を支える次世代の人づくり
- ② 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり
- ③ 家庭・地域の教育力の向上

(5)	生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興
-----	-------------------------------

- ① 生涯学習環境の充実
- ② 生涯スポーツの推進
- ③ 文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実
- ④ 地域文化の継承・発展と地域づくりへの活用
- ⑤ 文化財の保存・活用

(1) お互いに人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

① 道德教育の充実

◆ 現状と課題

- 学校においては、子供たちの道德心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育み、子供の最善の利益の実現とウェルビーイングの向上を図るとともに人格形成の根幹及び民主的な国家・社会の持続的発展の基盤を育むことが重要です。
- 教育活動全体での道德教育の取組が充実するとともに、授業では「考え、議論する」姿が見られます。また、社会全体で児童生徒の道德性を高める取組が推進され、保護者や地域の関心も高まっています。

◆ 具体的取組内容

- 学校においては、道德教育及びその要となる「特別の教科道德」等の充実を図るために、道德教育の全体計画や各時間の指導の概要が分かる年間指導計画を作成し、道德主任を中心とした全校的な指導体制の確立を図ります。
- 授業においては、「考え、議論する道德」の更なる充実が図られるよう、児童生徒の実態に応じた授業や児童生徒の良さを認め励ます評価が行われるよう、研修会等の推進に努めます。
- 郷土教育資料「ふるさとの心」、「不屈の心」等の各種資料の充実を図るとともに、その活用を促すことや錦江町内で伝統的に引き継がれてきた文化や芸能なども活用し、道德教育の充実に努めます。
- 総合的な学習の時間等や特別活動などを活用し、豊かな体験を通して心を育む特色ある教育活動を更に推進するとともに、「特別の教科道德」等と関連させることにより、教育活動全体での道德教育の充実を図ります。
- 児童生徒の道德性を社会全体で育むため、家庭や地域社会の道德科授業への積極的な参加や協力を得られるように努めます。
- 学校開放日や授業参観日に道德の授業を保護者や地域住民に公開し、地域・家庭との連携を図りながら、道德教育の充実を図ります。

② 生徒指導の充実

◆ 現状と課題

- いじめや、インターネットやスマートフォン及び携帯電話に伴う課題に、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して対応することが必要です。
- 「令和4年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)」によると、本県公立学校におけるいじめは10,820件、不登校児童生徒は4,507人となっており、本町においても、いじめの認知や不登校児童生徒が見られます。

- 不登校児童生徒の社会的自立に向けて、一人一人の実態に応じた支援を行うために、学校、家庭、関係機関等と連携したチーム学校としての取組を一層充実することが必要です。
- 「県いじめ防止基本方針」では、地方公共団体、学校及び保護者等が連携することやいじめの正確な認知を行うこと等を求めています。
- 小・中・高校生の自殺者数は増加傾向であり、「SOS の出し方に関する教育」を含む自殺予防教育を進めるとともに、教職員一人一人が児童生徒の心の叫びを受け止める力を向上させ、学校内外の連携に基づく自殺予防のための組織的な体制づくりを進めることが必要です。
- インターネット上の問題行動の未然防止に努めるとともに、情報通信機器の適切な使用を啓発するための情報モラル教育が必要です。

◆ 具体的取組内容

- 学校が児童生徒にとって安全・安心な居場所となるため、生徒指導の4つの視点（自己存在感の感受への配慮，共感的な人間関係の育成，自己決定の場の提供，安全・安心な風土の醸成）を踏まえた学習指導と生徒指導の一体化を目指し、「魅力ある学校づくり」の取組を推進します。
- 生徒指導に関する研修の充実を図り，いじめの積極的な認知や不登校の未然防止，早期対応が図られるよう，教職員の指導力の向上に取り組むとともに，管理職のリーダーシップの下で，生徒指導主任等を中心とした全教職員による組織的な指導体制を確立し，発達支持的生徒指導を推進します。
- アセスメントツールである「学校生活アンケート」や「学校楽しいーと」の調査を促進し，児童生徒が抱える課題の早期発見や，教職員の情報の共有化，調査内容の蓄積等，効果的な活用の推進に努めます。
- いじめや不登校など，各学校の実態に即したスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの活用，「かごしま教育ホットライン24」による電話相談や，身近な SNS によりチャット形式で悩みを相談員に話したり，いじめの目撃情報などを学校へ連絡したりできる「かごしま子供 SNS 相談・通報窓口」等，教育相談体制のさらなる充実と利用促進に努めます。
- 不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の充実など，不登校児童生徒への支援を推進します。相談窓口や，フリースクール等の民間団体についての情報を提供し，保護者や関係機関等と連携した個別指導，家庭訪問，体験活動の機会を提供することなどにより，児童生徒が自らの進路を主体的に捉え，社会的自立を目指せるように，組織的・継続的な支援に努めます。
- 「かごしま児童生徒健全育成サポート制度」に基づいて錦江警察署との連携を進めるとともに，生徒指導に関わる様々な機関との連携にも努めます。
- 児童生徒に対する「SOS の出し方に関する教育」及び教職員等に対する「ゲートキ

ーパー養成研修（SOSの受け止め方）」を含む自殺予防教育の更なる充実を図ります。

- 子供一人一人の心や体調の変化の早期発見，教育支援のきっかけのために，1人1台端末を活用した毎日の健康観察等の取組を推進します。
- SNSを巡るトラブル等のインターネット上の問題行動を未然に防止するため，児童生徒への指導を行うとともに，啓発資料の活用や各種研修会への職員派遣などを通して，児童生徒が被害者及び加害者とならないよう，情報モラル教育の推進に努めます。
- 教職員による不適切な指導等の根絶に向けた意識啓発や相談体制の充実に努めます。

③ 人権教育の充実

◆ 現状と課題

- 「人権教育は全ての教育の基本」との認識の下，人権の意義・内容や重要性を理解し，自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる児童生徒等を育成することを進めています。
- 職員一人一人が人権教育の環境そのものであるという自覚と使命感をもち，全職員が一丸となって，Mom（「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」）の基本姿勢で児童生徒と適切に関わりながら，児童生徒の自己実現を目指した学校づくりに取り組んでいます。
- いじめや不登校等の問題や性的マイノリティへの対応等，児童生徒の人権に関する様々な課題解決に資するため，学校，家庭，地域が一体となって，自尊感情の育成や人間関係づくり等に取り組むことが必要です。

◆ 具体的取組内容

- 人権教育の全体計画・年間指導計画や共通実践事項等に基づいた実践について，日常的に点検・評価を行うことにより，人権教育の充実に努めます。
- 人権を取り巻く情勢が大きく変化していることを踏まえ，各種研修や人権教育研修資料等の充実を図り，教職員等の人権意識の高揚や資質向上に努めます。
- 一人一人の児童生徒が，自分のよさや可能性を認識し，自尊感情を高めるとともに，あらゆる他者を価値のある存在として尊重することができる人権教育の指導内容・方法の工夫・改善を図ります。
- 親子山村留学を実施し，町外・県外の児童生徒と日常的に交流することで，多様な文化や考え方に触れ，幅広い交友関係を築き，人権意識を高めるとともに，更には将来における交流人口の創出を目指します。
- 保護者や社会教育関係団体等の指導者への研修会を通じて，人権についての学びの場を提供し，人権意識の高揚を図るとともに，学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりに努めます。

④ 体験活動の重視

◆ 現状と課題

- 体験活動は、子供たちが達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けたりしながら、一人一人が自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して成し遂げる力などの非認知能力を育む有効な機会です。
- 本町は、温暖な気候や豊かな自然、多様で豊富な食材や食文化、地域に根ざした伝統文化などの地域資源を数多く有しており、各学校においては、農林水産体験、社会奉仕体験、自然体験、勤労生産体験等の多様な体験活動を実施しています。
- 発展する情報化社会の中で、バーチャルな世界を通じた間接的な体験が増加しており、自然や生活文化等と直接ふれあう体験が減少する傾向にあります。今後、集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校という場のよさを生かし、地域・家庭と連携・協働して、体験活動の機会を確保していく必要があります。

◆ 具体的取組内容

- 小・中学校等において、関係団体や関係部局と連携を図り、農林水産体験、社会奉仕体験、自然体験、勤労生産体験等とともに、郷土芸能の伝承や郷土に伝わる行事への参加など地域の特性を生かした体験活動の取組を推進します。
- 各学校における体験活動について、各教科等との関連付けや年間を通した活動の計画的な実施、事前・事後の指導を確実に行うなどの改善・充実を推進します。
- 国立大隅青少年自然の家や町の花瀬バンガロー施設において、小中学校と連携しながら自然体験活動や集団宿泊体験活動などの工夫・改善を図り、体験活動の充実に努めます。

⑤ 子供の読書活動の推進

◆ 現状と課題

- 子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で重要なものです。
- 県の「第4次鹿児島県子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・学校における読書活動を一層推進してきました。本町でも、「錦江町子ども読書活動推進計画」を策定し、計画的に読書活動推進に取り組んでいます。
- 町内全ての小・中学校等で全校一斉の読書活動（朝読書を含む）が行われております。しかし、学校段階が進むにつれて読書離れの傾向が見られることや学校図書館図書標準達成率が低い学校もあること、古書の新書への入れ替えを増やすことなどの課題もあります。

◆ 具体的取組内容

- 県の「第4次鹿児島県子ども読書活動推進計画」をもとに、推進計画の改訂を促進

します。具体的には、「大隅広域図書館ネットワークシステム」の稼働により、発達段階に応じた取組で読書習慣を形成したり、子供同士で行う活動を通じて読書への関心をさらに高めます。

- 子供の読書活動の推進について広報・啓発を行い社会的気運の醸成を図ります。
- 町立図書室を拠点にして、学校司書を含む図書館関係者の資質向上や、親子読書会・図書館ボランティア等の人材育成に努め、図書館活動の運営を支援します。
- 学校においては、朝の読書活動やボランティア等による読み聞かせ、家庭教育学級を通しての親子読書グループの育成、緑陰読書、読書週間など地域や家庭と連携し、発達の段階に応じた読書活動の推進に努めます。
- 子ども新聞を通して、新聞を活用した授業に取り組み、読解力や表現力を高めます。
- 学校図書館において、蔵書の点検を行い、新書の充実を図ることにより、児童生徒の「本に親しむ」環境の整備に努めます。

⑥ 文化芸術活動の推進

◆ 現状と課題

- 文化の継承・発展・創造のためには、先人の残した文化的遺産の中に優れたものを見いだし、それを生み出した精神に学び、継承し発展させることが必要です。また、国際社会で主体的に生きていくためには、我が国や地域の伝統や文化についての理解を深め、それを尊重する態度を養う教育を充実することが重要です。さらに、豊かな心や感性、創造性、感動する心などを育成するためには、子供の文化芸術活動を推進し、ウェルビーイングの向上を図る必要があります。

◆ 具体的取組内容

- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等において我が国の伝統や文化芸術の理解に係る取組を推進します。
- 子供たちが、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の充実に努めます。
- 学校行事等において、地域の伝統文化の鑑賞や参加の機会を促進します。

⑦ 食育の推進

◆ 現状と課題

- 令和3年に策定された「第4次かごしま“食”交流推進計画」に基づき、生産者、消費者、農林水産生産者団体、流通関係者、観光関係者、消費者団体、学校関係者、行政機関等が一体となり、学校、家庭、地域の連携・協力による食育の推進に取り組んでいます。
- 現在、すべての学校において、栄養教諭が「食に関する指導」に参画しており、食に関する指導の成果指標を設定している学校の割合も増加しています。食に関する指

導の全体計画に基づいた指導を推進するために、各学校に応じた体制づくりについて個別に指導し、今後も「学校給食を活用した食に関する指導の充実」を図る必要があります。

- 学校給食における地場産物の活用状況については、令和5年度「鹿児島をまるごと味わう学校給食」期間中の県内産物の活用状況が重量ベース82.2%と高い状況であり、日頃から地域生産者との連携により、本町産の食材の活用が十分になされています。

◆ 具体的取組内容

- 学校における食育については、食に関する指導の全体計画や成果指標に基づき、学校教育活動全体を通した「食に関する指導」の充実を図ります。また、栄養教諭を中核として、学校給食を活用しながら、栄養バランスや食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化などの食に関わる資質・能力の育成を図ります。
- 学校給食において、安心・安全な食材の使用や地場産物の積極的な活用を進めるため、関係機関と連携を図るとともに、引き続き、地域における生産者や食に関する知識・経験を有する人材の活用を推進します。
- 児童生徒の食に関する知識や関心を高めるとともに、食に対する感謝の念や農林水産物の生産・加工についての理解を深めるため、食農教育を推進します。
- 家庭や地域における食育の取組が推進されるよう、保護者等に対して、基本的な生活習慣や望ましい食生活の在り方等について、積極的に働きかけ、啓発を図ります。

⑧ 体力・運動能力の向上

◆ 現状と課題

- 体力・運動能力の向上に当たっては、教科体育の充実を図ることはもとより、生涯にわたって運動に親しむ習慣を育むことが必要です。そのために、教科体育を中核として、授業の充実を図るとともに、運動の特性に十分に触れさせ、興味関心を高めるための機会の創出を図っているところです。
- 本町の体育授業の意識調査によると、体育授業を「あまり楽しくない」、「楽しくない」と回答した児童生徒が一定数いることから、教員の指導力の向上を図るための研修の充実、体育授業における外部指導者の活用を進めていく必要があります。
- 本町児童生徒の体力・運動能力等の状況調査においては、体力合計点は、一部を除き、全国平均をほぼ上回っています。しかし、運動する子供としない子供の二極化の傾向が見られるため、今後も、運動を行うための機会を確保していく必要があります。
- 町内学校の「一校一運動」の実施率は100%となっています。また、小中学校とも「チャレンジかごしま」へ積極的に取り組んでいます。

◆ 具体的取組内容

- 教科体育の授業力の向上や児童生徒の体力・運動能力の向上に資するために、校内

研修や教科部会等における研修内容を充実させ、体育・保健体育の学習内容の充実に努めます。

- 「主体的・対話的で深い学び」がある体育授業を実践するために、課題解決的な学習の充実を図る中で、ICT機器の活用やペア・グループ学習などの相互支援活動を充実させるなど、体育授業の改善を図ります。
- 運動することの楽しさや喜びを味わわせ、体力・運動能力の向上を図るために、体力・運動能力調査の結果の活用と、「一校一運動」，「チャレンジかごしま」等への取組の充実・改善を図ります。
- 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の構築のために、関係団体等に対して、必要な支援・助言や情報提供に努めます。
- 生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するために、学校・家庭・地域が連携を図りながら、積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の定着に努めます。
- 生徒の発達段階やニーズを踏まえたスポーツ環境の整備を目指して、各スポーツ団体や関係機関等と連携を強化し、学校・地域の実情に応じた運動部活動の改革に努めていきます。

⑨ 健康教育の充実

◆ 現状と課題

- 現在の児童生徒には、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、性に関する問題、喫煙・飲酒・薬物乱用、メンタルヘルスの問題など、多様な健康課題が生じています。このような様々な課題の解決を図るためには、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うことを目指した学校における健康教育の充実が重要です。
- 令和4年度の学校保健統計調査によると、肥満傾向の出現率が、小学校6年男子で13.95%、小学校6年女子で10.47%、中学校3年男子で11.31%、中学校3年女子で7.71%となっており、平成23年度以降は横ばいの状況にあります。また、裸眼視力1.0未満の割合が、小学校6年生で53.2%、中学校3年生で65.7%となっており、増加傾向及び低年齢化が進んでいる状況にあります。虫歯のない児童・生徒割合は、小学校58.21%（全国63.0%）、中学校84.68%（全国71.8%）となっており、むし歯予防対策と併せて、取組をさらに推進する必要があります。
- 学校保健委員会への学校医や専門家等の参加率を向上させ、学校、家庭、地域を結ぶ組織としての学校保健委員会の機能を充実させることが必要です。

◆ 具体的取組内容

- 性に関する問題や喫煙・飲酒・薬物乱用、がん教育など、児童生徒の健康課題の解決に向けて、関係機関等との連携を図るとともに、体育・保健体育科や特別活動などの授業を中核として学校の教育活動全体を通じた保健教育を推進します。
- 食物アレルギーなど健康面で特別な配慮を要する児童生徒への対応については、医師の診断に基づく学校生活管理指導表を活用し、危機管理マニュアル等の整備や校内

研修を実施し、全職員で共通理解を行った上で、組織的な体制の構築に努めます。

- 学校医や専門家等との連携をさらに深め、効果的な保健活動につなげるため、学校保健委員会の開催方法の工夫や内容の充実に努めます。
- 町健康保険課等と連携をはかり、学童期における学校でのう歯予防の積極的な取り組みを図ります。
- 町健康保険課等との連携を密にし、乳幼児から学童期に至るまでの健康教育、保護者への啓発をさらに充実させていきます。

(2) 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

① 確かな学力の育成

◆ 現状と課題

- 各学校では、教育基本法等の関係法令や学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立等を図る教育が展開されています。
- 本町の学力の状況としては、全国学力・学習状況調査において、小学校は、全国平均を下回る結果となっており、中学校は、一部の教科で全国平均より上回っているものの、確かな学力の定着に向けた学習指導を推進する必要があります。また、「学びに向かう力、人間性等」の土台ともいえる自己肯定感、主体性といった「非認知能力」については全国平均を下回る項目があるなど、課題も見られます。
- これからの予測困難な時代を生きる児童生徒には、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくため、これまで以上に主体性、協働性、創造性といった資質・能力や、自ら問題を発見し解決していく力などが必要であるとともに、これらがウェルビーイングの向上に資するとの認識の下、その育成に向けた授業改善が急務となっています。

◆ 具体的取組内容

- 多様な児童生徒の状況に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のため、1人1台端末を活用し、確かな学力の育成を図ります。
- 計画的・継続的に校内研修の充実や学習者主体の授業づくり等に向けた指導・支援に取り組めます。
- 新しい時代に求められる資質・能力の育成に向け、学習者が主体となる「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図るとともに、各学校で教科横断的な視点からのカリキュラム・マネジメントが実施されるような取組を推進します。
- 児童生徒がそれぞれの興味・関心や能力等を生かし、1人1台端末の持ち帰りにより個別最適で質の高い学びにつなげるなど、家庭学習の充実を図ります。

- 小中連携により、授業公開や授業研究及び相互授業参観等を通じた研修会を開催し、その成果を町内の教員で広く共有することにより指導力向上を図ります。

② 特別支援教育の推進

◆ 現状と課題

- インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、障害の状態等に応じ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の多様な学びの場において指導・支援が行われており、小学校等における特別な支援を必要とする児童生徒への学びの場や指導体制は徐々に充実してきています。
- 学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、早期からの就学相談・支援を必要とする幼児や特別な支援を必要としている小・中学校等の児童生徒は年々増加しています。
- 多様な学びの場において、障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けた力を確実に育成するためには、本町や各学校における校内委員会等の更なる機能化を図るとともに、全教員等の特別支援教育に関する専門性の更なる向上を図る必要があります。
- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、医療的ケア児及びその家族への支援を「責務」として体制の整備を図る必要があります。
- 本町においては、すべての小中学校で職員の中から特別支援教育コーディネーターが指名され、コーディネーターを中心とした特別支援教育の推進が図られています。
- 特別な支援を要する児童生徒を支援するために、本町では、特別支援教育支援員を学校に配置しています。

◆ 具体的取組内容

- 障害のある幼児児童生徒に対する正しい理解と認識を図るために、全ての教職員が障害や特別支援教育に係る理解を深める取組や、交流及び共同学習を積極的に推進します。
- 早期からの教育相談・就学相談体制の確立などの特別支援教育に関する取組を更に推進する体制を整備するとともに、鹿屋特別支援学校のセンター的機能の活用促進に努めます。
- 全ての学校で、障害のある児童生徒が、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を受けることができるよう、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の構築や個別の教育支援計画、個別の指導計画、移行支援シート等の作成・活用、基礎的環境整備・合理的配慮の提供等が行われるよう努めます。
- 通級による指導の充実と担当者の専門性の向上に努めます。
- 医療的ケアが必要な児童生徒等について、（保護者の付添いがなくても）安全・安心に学校で学ぶことができるよう、実施体制の整備に努めます。
- 新入学予定児については、就学前相談会の実施と教育支援委員会の充実を図り、個々

の状況に応じた就学指導を推進します。

- 児童生徒や学校の実態に応じた特別支援教育支援員の配置及び支援員に対する研修を進めます。

③ 小規模校・複式学級の指導法の充実

◆ 現状と課題

- 本町では、小学校再編統合に伴い、令和7年度より小学校が3校となり、うち1校が複式学級設置校となります。今後もさらに児童数が減少する傾向にあり、重要な課題となっています。
- 複式学級では、同一学年の児童生徒数が少ないため、「多様な意見が出にくい」、「集団での意見交換が困難である」などのマイナス面も指摘されていますが、逆に、「児童生徒一人一人の実態に合った個別指導がやりやすい」、「自分たちで学習を進める意識や態度が身に付く」、「学年を超えた交流ができる」などのプラス面もあります。このような長所を生かした指導法を工夫していくことが大切です。
- 本町には、豊かな自然や大切に守られてきた地域の伝統芸能など様々な教育資源が見られ、学校では、総合的な学習の時間等で、地域の伝統文化などを生かした特色ある教育活動が展開されています。

◆ 具体的取組内容

- 学校訪問や校内研修等において、複式学習の指導法や指導計画策定のための資料等を配布したり、実践事例を紹介したりするなど、複式教育のさらなる充実を図ります。
- 隣接校同士の交流学习や職員間の交流を推進し、複式学級の抱える課題の解消に努めます。
- 複式教育の在り方や学習指導法等を学ぶ研修会への教員の参加を奨励し、教職員の資質向上を図ります。
- 「学習支援アプリソフト」の活用や「遠隔授業・テレビ会議」などのICT機器等を活用した教育方法の改善等を図って、コミュニケーション能力育成の教育環境整備に努めます。

④ キャリア教育の推進

◆ 現状と課題

- 児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、「社会的・職業的自立」に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進し、ウェルビーイングの向上を図る必要があります。
- キャリア教育の意義や必要性については、学校だけでなく地域社会の意識も高まっています。本町の中学校においては、町内または近隣市町の様々な事業所で職場体験学習を実施しています。また、実社会で活躍している先輩や企業経営者、有識者等を招いての講演会や立志式などの取組を行っています。その上で、今後は、実施する際

の事前・事後の指導を充実させ、体験をその後の学びや将来設計に生かすことが必要です。

- 各学校では、企業経営者や多様な種の外部人材による講演会等を開催し、自分の生き方について考える機会を設けていますが、講話や出前授業の実施を通して、企業等との連携を深め、「学び」と「実社会」の結びつきを強める取組を進める必要があります。

◆ 具体的取組内容

- 小学校から中学校まで、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価する学習活動などを充実していくために、「キャリア・パスポート」の定着を図ります。
- 産業界と連携し、各発達段階に応じた職場体験学習や外部講師による出前授業等の体験的な学習の機会の提供を一層推進します。
- 「キャリア教育の全体計画及び年間指導計画」を全ての学校で作成し、体系的・系統的な取組を行います。
- キャリア教育に関する教員の研修を学校と連携して実施します。
- 中学校の職場体験学習について、事前・事後まで含めた学習の充実に努めます。
- 小・中学校等において、学級活動を要としながら、教育活動全体を通したキャリア教育を推進します。

⑤ 幼児教育の充実

◆ 現状と課題

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育の内容の改善・充実を図るとともに、幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質の向上を図るための取組の推進が求められています。
- 幼稚園等では、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨に沿った教育・保育に取り組むことに加え、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（10の姿）を手掛かりに、小学校教育との円滑な接続を図るよう求められています。
- 小学校入学前に新入学予定児とその保護者を対象とした一日体験入学や小学校との情報交換会を行っています。
- 幼児期から英語教育を行うことで、外国語文化等を学び、小学校に入ってから英語習得がスムーズに行えます。

◆ 具体的取組内容

- 小学校と幼稚園、保育園の交流研修会等を推進し、連携を更に密にすることで、情報共有の促進や教育課程の編成・実施等の取組の充実を図ります。
- 関係機関と幼稚園や保育園、家庭、地域が連携し、保護者同士の交流、保護者に対する子育てについての情報提供や指導・助言などの子育ての支援に係る取組を促進します。

- 幼稚園の年長組を対象にした外国人講師の派遣により、ネイティブな英語を体験させることができます。
- 他市町からの保育園留学を行うことで、友達の幅を広げ、より豊かな感性を育てるとともに、将来的な交流人口創出の機会とします。

⑥ 郷土教育の推進

◆ 現状と課題

- 全国学力・学習状況調査の結果を見ると、全国平均に比べ、地域の行事や地域でのボランティア活動などに参加している児童生徒が多いことが分かります。
- 錦江町を愛し、錦江町に定着し、様々な分野で活躍する人材を育成するためには、郷土に関心をもち、郷土について知ることが大切です。
- 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う郷土教育の推進が必要です。
- 少子高齢化や過疎化により、伝統芸能や集落の歴史等の継承が難しくなっていますが、豊かな自然や大切に守られてきた地域の伝統芸能など様々な教育資源が見られ、学校では、総合的な学習の時間等で、地域の伝統文化などを生かした特色ある教育活動が展開されています。
- 本町では、小学4年生を対象に「錦江町ふるさと検定」を毎年2月に実施し、錦江町の歴史や文化など、児童が郷土に関心をもたせる取組を行っています。また、9月に「森と水の俳句・写真コンクール」も行い、多くの児童生徒が応募しています。

◆ 具体的取組内容

- 各学校において、授業や学校行事等を通して、観光資源でもある文化財などの郷土の素材を生かしながら、郷土の魅力について調べ、発表し合うなど、郷土に根ざした教育活動の一層の充実を図ります。
- 各学校において、授業や学校行事等で、地域と学校がより連携し、地域に根ざした特色ある郷土教育の取組が行われるよう指導します。
- 学校給食における地場産物の活用や、地域の郷土食等の提供などを通して、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めます。
- 「かごしまジュニア検定」について、児童生徒の受検を推奨するとともに、関係機関との連携を図り、郷土教育の推進及び充実を図ります。
- 郷土教育資料「ふるさとの心」や「郷土の先人」、「不屈の心」など、郷土に関する資料の充実を図るとともに、その活用を促し、道德教育の充実を一層図ることで、郷土教育の充実を支援します。
- 本町の豊かな自然、歴史、伝統、文化、産業などを生かした郷土教育の推進により、本町の素晴らしさに気づき、誇りをもつとともに、郷土を愛する態度を育み、地域の発展に貢献しようとする青少年の育成に努めます。
- 本町に縁のあるリーダーとの対話や、先進的な取組を行う企業での現地研修やワークショップを通して、今後、様々な分野において、郷土の発展を支える青年の育成に

努めます。

- 「錦江町ふるさと検定」や「森と水の俳句・写真コンクール」などについて、児童生徒の受検や応募を通して、さらに児童生徒が郷土を見つめ、愛する教育の推進を行います。

⑦ 教育の情報化の推進

◆ 現状と課題

- 教育の情報化は、「GIGA スクール構想」による児童生徒の1人1台端末や高速大容量通信環境の整備も踏まえ、VUCA・Society5.0時代と言われる急速に変化・発展するこれからの社会やその情報化への対応も求められています。

また、スマートフォンやタブレット端末等を始めとする情報端末、SNSや生成AI等のサービスを活用する機会が増大する中、ネット依存や睡眠時間、視力等に係る問題、著作権の問題、外部からの情報を適切に判断し、ネット犯罪等において、被害者にも加害者にもならないための情報モラルの育成など、早期からの体系的な指導を充実させる必要があります。

学習指導要領においても、「情報活用能力」は学習の基盤となる資質・能力の一つとして明確に位置付けられ、「情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、主体的に選択し活用していく力」や「情報技術を手段として効果的に活用していく力」、「情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくための情報モラル」の育成の充実が必要です。

- 教育データやICTの効果的な活用は、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への対応にも資するだけでなく、児童生徒一人一人に応じた学びの提供が可能になることと併せ、教職員の校務（授業準備を含む）における負担軽減にもつながることから、さらに推進する必要があります。
- 国の「学校教育の情報化推進に関する計画」及び県の「未来を創る鹿児島『教育の情報化』推進プラン」を踏まえ、学校教育の情報化の推進に努めます。

◆ 具体的取組内容

- 町ICT担当者会の充実を図り、教員のICTを活用した指導力を向上させる取組等を充実させます。
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の実現に向け、各教科等において1人1台端末等を効果的に活用した授業や遠隔教育システムを活用した授業等の実践を推進します。
- 生成AI等、技術の発達により新たに生み出された情報技術等の活用や留意点など、教職員や児童生徒が適切かつ安全に活用することができるよう、教職員への研修や教職員や児童生徒、保護者等への情報提供に努めます。
- ネット依存や情報モラル等について、児童生徒への指導を行うとともに、啓発資料の活用や各種研修会への職員派遣などを通して、フィルタリングの設定や家庭内ルールの策定に係る保護者への啓発に努めます。

- 小・中学校の発達段階を踏まえたプログラミング教育等の充実を図ります。
- 教職員が授業や校務において、教育データ等を効果的に活用することにより、児童生徒一人一人に個別に最適化されたきめ細やかな指導、教員相互の情報共有や効果的な成績処理などが行えるよう、支援体制の充実、環境の整備を推進します。
- 学校における情報セキュリティの確保に取り組み、教師及び児童生徒が安心して学校で ICT を活用できる環境の整備に努めます。

⑧ 国際理解教育の充実

◆ 現状と課題

- グローバル化の一層の進展が予想される中、日本人としての自覚を持ち、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、コミュニケーション能力、主体性・積極性や異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成するため、国際理解教育を推進することは重要です。
- 各学校では、外国語教育の充実が図られ、ALT とのチーム・ティーチングによる授業などを通して、児童生徒の実践的なコミュニケーション能力を高めるなどの実践的な取組が広がっています。
- 学習活動の中では体験活動や交流活動に加え、他を尊重し、自分の考えや思いを発信するなどの活動を充実させる必要があります。
- 小学校においても外国語活動が推進されており、国際理解教育の重要性が随所に盛り込まれています。
- 各学校では、総合的な学習の時間や外国語活動等において、世界の文化や言語等について調べ学習や、ALT とのチーム・ティーチングによる授業等を行っています。

◆ 具体的取組内容

- 小学校において、外国語教育の早期化、授業時数の増加に対応するとともに、「聞くこと」や「話すこと」を中心とした活動の充実を図ります。小学校中学年では AEA（英語活動支援員）を週 1 回派遣し、外国語に慣れ親しむ外国語活動を行い、高学年では SET（専科指導）加配により、中学校への円滑な接続を図るための外国語科の授業づくりに努めます。
- 各学校において、ALT（外国語指導助手）との連携を図るとともに、その効果的な活用により、外国人とのコミュニケーション能力を高めたり、外国の文化や言語を直接的に学んだりする学習を推進していきます。
- グローバル化に対応した中学校生徒の英語検定料を全額補助し、また夏休みを利用して町内の児童生徒を対象にした ALT によるイングリッシュデイキャンプを実施していきます。

⑨ 消費者教育の充実

◆ 現状と課題

- 近年、消費者を取り巻く社会経済状況は厳しく、消費生活と経済社会との関わりが、

グローバル化、高度情報化の進展等により多様化・複雑化し、地域・家族のつながりが弱まるなか、消費者被害も多様化・深刻化しています。

このような中で、児童生徒の発達段階を踏まえ、消費生活についての基礎的な知識や基本的な考え方を習得させることによって、資源や環境に配慮し、消費者として適切に意思決定する能力や、責任を持って行動できる能力を育成することが求められており、指導の充実が課題となっています。

- 学校では、学習指導要領に基づき、物やお金の大切さに気付かせるとともに、計画的な使い方などの消費生活や消費者の権利と責任などについて学習しています。

また、クレジットカードの安易な使用や消費者金融への依存による多重債務や自己破産が社会問題化していることを理解させるとともに、消費者トラブルの未然防止や自立支援なども含めた消費者行政等についても学習しています。

◆ 具体的取組内容

- 小・中学校において、社会科や家庭科を中心として、消費者教育を教育課程に位置づけ、教科横断的な視点での取り組みを推進します。
- 物の大切さ、勤労の価値と意義、健全な金銭感覚、金融の仕組み、消費者保護等について理解させ、消費者として主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導計画の作成や教材の活用、教職員の指導力の向上に努めます。
- 情報機器等を利用した消費者トラブル等について、啓発資料の活用等を通して児童生徒の指導や保護者への啓発を推進します。

⑩ 主権者教育の充実

◆ 現状と課題

- 全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙において、「あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか」という項目では、小・中学校ともに、全国平均を下回る結果となっており、主体的に社会の形成に参画しようとする態度や多面的・多角的に考察し、公正に判断する力を育成することが課題となっています。
- 主権者として、将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養や、よりよい社会の実現に向けて課題を主体的に解決しようとする態度の育成が必要です。
- 学校では、学習指導要領に基づき、主体的に社会の形成に参画しようとする態度や、多面的・多角的に考察し公正に判断する力を育成するとともに、副教材を活用した学習を行っています。

◆ 具体的取組内容

- 各学校において、主権者教育を教育課程に位置づけ、教科横断的な視点で取り組みます。
- 各教科、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等において、地域課題に関する学

習、租税や財政の学習、法に関する学習などについて、関係機関と連携し、模擬投票などの体験型の学習や出前授業等の主権者教育を計画的に実施します。

- 児童生徒が主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう、発達段階に応じた指導計画の作成や教職員の指導力向上に努めます。

⑪ 社会の変化に対応した教育の推進

(ア) 環境教育

◆ 現状と課題

- エネルギー・環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、教育基本法に、教育の目標として「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」と規定されています。
- 本町は、豊かな自然環境に恵まれており、環境の保全に努める必要があります。
- 「鹿児島県環境教育等行動計画」に基づき、「豊かな自然との共生と地球環境の保全」を担っていく人材の育成を図るための環境教育を推進しています。
- 学校においては、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全とのバランス、環境に配慮した消費生活等について学習しており、ゴミの分別やリサイクル活動、環境美化活動等、体験的な活動を実施しています。

◆ 具体的取組内容

- 各教科や総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動などの授業における学習や、リサイクル、ごみの分別など学校生活における活動等、教育活動全体を通して、環境保全活動及び環境教育の充実・推進を図ります。
- 地域の環境保全への参加意識を育てる環境美化活動の充実を図ります。
- 身近な地域の自然について、児童生徒が理解を深める体験的な学習の充実を図ります。

(イ) 福祉教育・ボランティア活動

◆ 現状と課題

- 児童生徒が乳幼児や高齢者及び介護を必要とする人の気持ちにふれたり、生活上の困難さを体感したりして、福祉や介護への関心を高め、よりよい生き方を目指していくことは極めて重要です。今後一層の高齢化が進行する中で、一人一人の児童生徒に福祉や介護に関する問題意識を身に付けさせる取組を進め、ウェルビーイングの向上を図っていくことが必要です。
- 町内の小学校では、認知症フレンドリーパートナー養成講座の受講や、当事者との活動をとおして、認知症について正しく理解する学習を展開しています。
- 学校教育においては児童生徒の発達の段階に応じて福祉についての正しい理解を深めることが重要であり、各教科等で社会福祉についての理解を深める指導を行うとともに、思いやりの心、社会奉仕の精神などの育成を図ることが求められています。

◆ 具体的取組内容

- 児童生徒の発達段階に応じ、乳幼児・高齢者・障害者に対する思いやりの心などを醸成するための指導計画作成に努めます。
- 関係団体や地域の福祉施設等との連携により、福祉・ボランティアに関する体験活動の更なる充実を図ります。
- 各学校における福祉教育全体計画の整備を進め、福祉に関する各教科等での学習内容を関連させるなど効果的な学習活動を行うことにより、福祉・ボランティアの大切さを理解させるとともに、児童生徒自ら実践しようとする態度の育成を図ります。
- 交流や共同学習等の体験的な活動を推進し、児童生徒の実践力の向上を図ります。

(3) 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

① 開かれた学校づくり

◆ 現状と課題

- 教職員による学校の自己評価及び保護者等による学校関係者評価の実施・公表により、開かれた学校づくりの推進とPDCAサイクルの充実・改善が求められています。
- 町内すべての学校において自己評価、学校関係者評価が実施されており、またその結果が公表されています。
- 「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」は、町内の全ての学校で取組が行われています。

◆ 具体的取組内容

- 町内すべての学校が、日頃の教育活動の情報発信や評価結果の公表など、積極的な情報公開や結果に基づく教科の授業改善をはじめ、学校運営の改善を図る取組を推進します。
- 学力や学習状況に関する調査等の結果をもとに、町内すべての学校が校内におけるPDCAサイクルを構築し、アクションプランを作成・実施し、成果や課題を把握しながら、計画的、具体的な改善を行うよう指導します。また、公表することにより、学校、家庭、地域が学校の課題を共有し、連携して学校改善が図られるよう具体的取組を推進します。
- 学校からの評価報告書に基づいた支援や条件整備等の改善が適切になされるよう、積極的な取組を促進します。
- 11月1日から7日までを「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」として設定し、この週間に各学校が授業参観等を実施するなど、開かれた学校づくりの取組を推進します。
- カリキュラム・マネジメントを基に、教育課程を中心に据え、学校教育に関わる様々な取組を組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげます。

② 学校経営・運営の充実

◆ 現状と課題

- 公立学校の運営は、関係法令に基づき、教育委員会及び校長の権限と責任の下で行われています。
- 管理職の資質向上を図るため、研修などを実施しています。
- 「令和の日本型学校教育」の実現に向け、必要な教員を確保するとともに、適切な配置に努めています。
- 各学校の教育目標が達成されるためには、体系的な教育を組織的に行う必要があります。そのため、管理職には、社会の要請に的確に対応できる明確なビジョンのもとで指導力を発揮することが求められています。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、学校と地域住民が連携・協働することで、子供たちの学びの場を学校から地域社会に広げ、次世代の社会の担い手としての成長を支えていくことが求められています。
- 本町においては、すべての小中学校が職員による自己評価及び学校関係者評価を行っています。また、令和2年度からは、全学校においてコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）設置を認定しています。

◆ 具体的取組内容

- 管理職として社会の要請に的確に対応できるよう、明確なビジョンや実践的指導力を養うための研修の充実を図ります。
- 教員業務支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの支援スタッフの配置を促進します。
- 学校評価等により、学校運営の改善や学校組織の活性化等を推進します。
- 保護者や地域住民等の学校運営への参画促進及び、学校と地域の連携を図ることを目的に、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を更に充実させ、保護者や地域住民等と情報や課題を共有し、共通の目標やビジョンを設定し、「地域とともにある学校づくり」を進めます。

③ 学校における働き方改革の推進

◆ 現状と課題

- 学校における課題が複雑化・多様化する中において、学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を、実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠です。
- 本町においては、毎年「学校における業務改善アクションプラン」に取り組むとともに、「在校等時間の上限等に関する方針」を規則等において制定し、それに基づいた取組を行ってきました。
- 教職員の勤務時間管理については、各学校において統合型校務支援システムの導入により、客観的な在校等時間の把握に努めています。

◆ 具体的取組内容

- 学校・教師が担う業務の適正化を図るため、3分類に基づく、具体的な対応策の好事例に関する情報を共有します。
- 教育課程について、指導・助言を行い、各学校が地域の実情等も踏まえ、学校行事の精選・重点化、準備の簡素化・省力化を含め、改善を図ります。
- 本町における地域的特性も踏まえつつ、ペーパーレス化や研修・ミーティングのオンライン化など、各学校だけでなく、教育委員会も含めて工夫・改善を行い、校務のDX化を進めます。
- 学校運営協議会において、学校・家庭・地域の連携・協働による業務改善を進めます。
- 産業医等の選任を含めた労働安全衛生管理体制の充実や、教職員のメンタルヘルス対策に努めます。
- 在校等時間の把握方法等の改めでの周知・徹底を図り、取組状況の「見える化」を進めます。
- 教員業務支援員やスクールロイヤーの活用など、支援スタッフの拡充を図ります。
- 部活動指導員の拡充（地域連携）や学校部活動の地域移行を推進します。

④ 教職員の資質向上と服務規律確保

◆ 現状と課題

- 児童生徒が、基礎的・基本的な学力を含め、心豊かにたくましく生きる力を身に付けるとともに、それぞれの個性や能力を伸ばす教育が行われるよう、教育者としての使命感や責任感、高度な専門職である教員としての確かな力量など、教職員の資質を総合的に向上させることが求められており、このことが、信頼される学校づくりにもつながります。
- 教職員の資質向上を図るため、かごしま県教員等育成指標及びかごしま県教員等研修計画を踏まえ、養成、採用、研修の各段階での取組の充実を図っています。
- 鹿児島県では、初任者研修や経験年次別研修、新任校長などの職務別研修を行うとともに、カウンセリングに関する研修など、教職員の希望に応じて受講できる様々な研修を実施しています。本町においても、管理職研修会や教科等部会など多くの研修会を開催しており、今後も主体的に学び続ける教職員を育成するため、課題に応じた研修を充実させていく必要があります。
- 学校職員の服務規律の厳正確保については、引き続き取り組んでいますが、不祥事の根絶には至っていません。学校職員一人一人が教育に携わる者としての自覚を堅持できるよう指導と研修の充実に努めています。
- 学校においては、年間の校内研修計画を作成し、テーマに基づいた研究を中心に、服務規律に関する内容も含めた幅広い研修を行っています。

◆ 具体的取組内容

- 適正な人事評価を行うため、管理職研修会において、評価者としての資質向上を図ります。

- 教師の質の向上を図るため、デジタル技術の活用を含めた教員研修の高度化を進め、教師の個別最適な学びや協働的な学びを支える取組を推進します。
- かごしま県教員等研修計画に基づき、研修履歴の確実な記録を行うとともに、管理職との対話に基づいた研修の受講奨励が行われるよう、適切な指導助言に努めます。
- かごしま県教員等育成指標の理解促進を図り、教職員のライフステージに応じた各種研修の改善・充実に取り組むとともに、オンラインによる研修も活用しながら、校内研修や総合教育センターの機能を生かした研修の高度化を図ります。
- 児童生徒性暴力、ハラスメント等の根絶に向けて、研修を行います。
- 教職員の服務規律に関する指導については、各学校長を通して、年間計画に沿った指導、随時の指導を繰り返し行い、町民の信頼に応える教職員の育成をめざします。
- 学校教育における3領域である「教務」「生徒指導」「保健」については、各主任等研修会を開催し、専門的な研修を充実させていきます。
- 町教科等部会の活性化を図り、各部会の主体的な研修による教科指導力の向上を図ります。
- 校内研修の計画的な推進とその活性化を図り、教職員の資質向上のための具体的な指導・助言を進めます。
- 教職経験年数の少ない教員を対象とした研修会を実施し、その指導力向上を図ります。
- 「チーム学校」としての教育体制の整備を推進するとともに、組織的な体制により児童生徒のための支援を行います。
- 学校評価等により、学校運営の改善や学校組織の活性化等を推進します。

⑤ 安全・安心な学校づくり

◆ 現状と課題

- 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義を持つだけでなく、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、その安全・安心を確保することなどが極めて重要です。
- 本町の公立学校施設の建物構造体は全て耐震化されており、また、屋内運動場等の照明器具などの落下防止対策など建物本体に係る非構造部材の耐震化は、設置物等を除き、おおむね完了しています。今後は施設の老朽化対策が必要となっています。
- 経済的な理由により就学困難と認められる小中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの援助や高校、大学などの進学者に対して奨学資金の貸与を行っていますが、これらの児童生徒は年々増加する傾向にあります。
- 児童生徒への声かけ事案等、不審者による事件・事故が全国的な問題となっています。学校・家庭・地域社会が連携し、児童生徒の安全確保に向けた取組をさらに充実させていく必要があります。
- 学校が委嘱しているスクールガードは、定着しており地域全体で子供の安全確保に取り組む体制が整備されつつあります。

◆ 具体的取組内容

- 老朽施設の改修については、緊急性の高いものから優先的、年次的に整備し、安全・安心な教育環境の整備に努めます。
- 経済的な理由により、就学に影響がでないよう的確な実態把握と必要な支援を推進します。また、でんしろ奨学金による安定した基金運用を図り、就学支援を推進します。
- 町の通学路安全推進委員会により、学校・家庭・地域・警察等の関係機関が連携して、地域全体で子供の安全を見守る体制整備に努めます。
- 学校安全教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるための安全教育を積極的に推進します。
- 学校に不審者が侵入した場合を想定して、年度初めに「不審者対応訓練」を実施します。教職員を対象とし、児童生徒を安全に避難させるための対応の在り方、不審者への対処法等について研修します。また、各小学校区のスクールガードを対象とした講習会を開催し、地域全体で児童生徒を見守る雰囲気醸成していきます。
- 地域の実態に応じた防災教育の推進に努めていきます。

(4) 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

① 地域を支える次世代の人づくり

◆ 現状と課題

- 本町には、地域住民同士の結びつきや助け合いの精神が残っていることに加え、教育を大事にする伝統があり、各自治会においては、子供の育成に関する様々な活動が行われています。
- 本町では、異年齢による学習の場等を設定して活動する子ども会、青少年を主体とした団体が活動していますが、少子化による会員の減少、部活動やスポーツ少年団との両立などの課題があります。
- 将来を担う新規学卒者の町外流出が続いているため、将来本町に住んで、錦江町の発展を支えようとする人材を育成する必要があります。また、青少年育成コーディネーターや青少年育成推進員として活動していただく地域のリーダー養成にも取り組む必要があります。
- これまでも、地域学校協働活動への取組により地域と学校が連携・協働して活動できる体制が構築されてきていますが、取組の割合が高い活動内容もあれば、そうではない活動内容もあります。
- 地域学校協働活動への取組の中で、地域の人々や団体、企業の協力により、学校のニーズに応じた様々なボランティア支援活動が行われていますが、各種団体や企業への更なる浸透が課題です。

◆ 具体的取組内容

- 「青少年育成の日（毎月第3土曜日）」の取組を生かしながら、家庭・学校・職場・地域が一体となった青少年の健全育成を推進します。
- 地域での活動の中核となり、コーディネートできる中高校生のリーダー育成や青少年育成コーディネーター、青少年育成推進員の研修会の参加を促進します。
- フィールドワーク等を通して、地域に伝わる歴史や伝統芸能、文化、産業、地域の特性等を理解し、郷土を愛し、地域の発展に貢献しようとする青少年の育成に努めます。
- 地域に伝わる伝統芸能等に触れると共に、次代を担う意識の醸成を図る意味において、伝統芸能伝承活動に参加できるよう、地域の保存伝承団体との連携を促進します。
- 本町に縁のあるリーダーとの対話やワークショップ等を通して、今後様々な分野において、郷土の発展を支える青年の育成に努めます。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るために、学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員等を対象にした研修会参加を奨励します。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の実践例をもとに、今後の地域と学校の連携・協働の在り方等の理解を深め、充実を図るための広報・啓発に努めます。
- 日常生活では体験する機会の少なくなった異年齢による集団生活体験や異文化に触れる体験等の自然体験活動を取り入れた活動を実施し、相互扶助、協調性、自主性等の涵養に取り組むと共に郷土の良さを再認識できる機会の事業実施に取り組みます。
- 子供たちが自らの手で主体的に実施する「フレンドリースポーツ大会」「子ども会創作活動大会」等に引き続き取り組み、会員相互の親睦を図ると共に事業の計画から実施・運営までの達成感の醸成と自信創出による子ども会会員の意識高揚実現に取り組みます。

② 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり

◆ 現状と課題

- 本町においては、各学校に地域住民によるスクールガード（ボランティア）が組織され、地域ぐるみで子供たちの安全を見守る取組が進められています。また、スクールガード・リーダーが定期的に全小学校区を巡回し、登下校時の安全確保に努めています。
- 子供の見守り活動が形骸化することがないように、PTA、地域住民、警察をはじめとする関係機関等やスクールガード・リーダー等との緊密な連携を図り、地域や団体の範囲を広げ、学校、保護者、地域が一体となった安全管理体制の一層の充実に努める必要があります。
- 校区の危険箇所については、各学校で「危険箇所マップ」を作成し、危険な場所に近づかないよう指導を行っています。
- 通学路における交通安全の確保のため、学校、保護者、警察、道路管理者等の関係機関が危険箇所の合同点検を行い、安全対策に取り組んでいます。

◆ 具体的取組内容

- 学校・家庭・地域・警察等の関係機関が連携して、地域全体で子供の安全を見守る体制の整備に努めます。
- 地域ぐるみによる児童生徒の学校安全確保に努めるため、地域ボランティアや関係機関との連携強化を推進します。
- 警察等と連携し、不審者情報などの児童生徒の安全に関する情報の共有を図り、防犯パトロールを行うことで、事件・事故の未然防止に努めます。
- 学校教育活動を通して、児童生徒に対する安全指導を徹底し、「子ども 110 番の家」や令和元年度から行っている「子ども SOS の家」への駆け込み等、不審者との遭遇場面における対処法を身に付けさせていきます。
- 学校安全教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるための安全教育を積極的に推進します。
- 「危険箇所マップ」や「学校安全マップ」等をもとに、教育委員会・学校、家庭、地域、警察、自治体の関係部局等の関係機関が連携し、児童生徒の安全確保体制の強化の推進を図ります。

③ 家庭・地域の教育力の向上

◆ 現状と課題

- 家庭は、「子供たちの健やかな育ち」の基盤であり、家庭教育は全ての教育の出発点とされています。

乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、子供が基本的生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で、家庭は重要な役割を担っています。
- 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域社会のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭教育が困難な現状が指摘されています。
- 本町でも、家庭教育力の重要性は増しており、全ての家庭が円満で明るい家庭をつくれるよう、町民の自覚と意識の高揚を図ることを目的として、毎月第3日曜日の「家庭の日」の活用を図っています。
- 各小中学校、保育園、幼稚園単位で親の学びの場である、家庭教育学級を開講しています。年間10回ほどの子育てに関する学習や保護者自身の学びの講座を提供し、親としての資質を高め家庭の教育力の向上に努めています。

◆ 具体的取組内容

- 地域の実情に応じた地域ぐるみの家庭教育支援の取組が広がるよう、家庭教育啓発資料を工夫改善し、地域全体で家庭教育を支援していく気運の醸成を図ります。
- 家庭教育に関するニーズを的確に把握し、研修会の内容を工夫・充実させ、家庭教

育を支援する人材の養成と資質向上を図り、地域での活動の場が創出されるよう努めます。

- 家庭教育学級等における保護者の参加促進や、子供の年齢に応じた研修の充実等を図ります。
- 教育・福祉・医療をはじめ、関係機関・団体・企業等と連携・協働し、それぞれの分野の有する特徴や専門性を生かして、課題を抱えている家庭等への支援の充実を図ります。
- 本町の良き伝統である地域社会での人と人とのつながりや「家庭の日」の取組を生かし、家庭教育に関する取組を地域全体で推進します。

(5) 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

① 生涯学習環境の充実

◆ 現状と課題

- 人生 100 年時代を見据え、全ての人のウェルビーイングの実現のためにも、人生の各場面で生じる個人や社会の課題の解決につながる学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境を整備する必要があります。
- 全ての人が、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を実現するため、障害者の生涯学習の充実に向けて、学習機会の提供や学習環境の整備を図る必要があります。
- 本町でも、かごしま県民大学中央センターを中核施設として、生涯学習の充実に努めていますが、町民の多様化・高度化する学習ニーズや現代的課題等に応えるため、大学や市町村等との連携を更に強化し、学習機会の提供、学習情報の提供を行っていく必要があります。
- 現在は、行政側から提供する学習機会を通じた活動が多くを占めていますが、これからは町民の皆さんからの主体的な学習課題解決のための要望に基づく自主講座等の開設による、より意義深い学習活動の輪を一層広めることが必要です。
- 自助・共助・公助をバランスよく機能させるため、地域に埋もれた人材や学習材料等を発掘し郷土の良さを再認識すると共に自らの手で取り組める学習活動により、地域の活性化を実現することが求められています。
- 本町の社会教育施設・体育施設は利用方法を工夫することにより、生涯学習活動に十分に貢献できる施設であり、文化センター、総合交流センター、総合運動公園内施設、中央運動場等、今後さらなる利用促進が期待されます。生涯学習活動推進に欠かすことのできない様々な施設をより一層有効活用することが求められています。

◆ 具体的取組内容

- 町民の皆さんの要望や地域の課題だけでなく、地域の持つすばらしい歴史、伝統、文化、行事等地域の良さを知り、地域を愛する心を培うような講座やこれまでの公民館講

座の在り方を再検討することにより、新たな魅力ある講座の開設に努めます。

- 町民本意の生涯学習活動推進のために町民の身近な学習要求を的確に捉え、町民自らが主体となる出前講座を一層推進し、学びの輪を広めるよう努めます。
- 「錦江町のよさ」を生かした講座や、地域活動に取り組むリーダーを育成する講座を開設し、地域づくりの中核を担う人材を育成します。
- 障害者の各ライフステージにおける学びを支援する環境づくりに努めます。
- 町内に埋もれた人材を発掘し登録する人材バンクの整備を促進し、町民相互による学習活動の展開と共に、ふるさとの人材や学習材料を活用した生涯教育の推進を図ります。
- 関係機関・団体等と緊密な連携をとり、現代的な課題や地域の課題解決に向けて、広く情報を提供しながら各種研修会へ積極的に参加し、様々な団体等のリーダー養成を含む生涯学習の理解促進に努めます。
- 文化センターや図書室、公民館等の社会教育施設をより一層利用しやすくするため、様々な課題に対処した情報の共有を図り、地域住民の方々が気軽に利用できる施設として、また、生涯学習、地域づくりの拠点として利用していただけるように努めます。

② 生涯スポーツの推進

◆ 現状と課題

- すべての町民が、いつでも、どこでも、だれとでも、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたって主体的にスポーツに親しむことは、体力の向上や健康の保持増進だけでなく、活力のある生活の実現にもつながることから、生涯スポーツの推進を図ります。
- 地域における生涯スポーツ活動の拠点としてのコミュニティスポーツクラブの育成に努め、鹿児島県が提唱する「第2期マイライフ・マイスポーツ運動」の趣旨にそって、生活の一部にスポーツ活動が定着できるように意識の啓発や活動のしやすい環境の整備が必要です。
- スポーツ活動の振興を図るため、スポーツ推進委員の研修等による資質向上やスポーツイベントでの積極的な活用が求められています。
- 町全体のスポーツ大会の内容を再検討し、より多くの町民の皆さんが参加しやすい環境を整えるために、創意工夫を進める必要があります。

◆ 具体的取組内容

- 町民による自主的・継続的なスポーツ活動を推進するため、体育施設の維持・改修を進め利用しやすいスポーツ環境の整備に努めます。
- スポーツ推進委員会を中心とした社会体育に携わる指導者育成のための各種研修会に積極的に参加し、指導者の養成と資質向上に取り組みます。
- 県スポーツ協会と連携し、コミュニティスポーツクラブの整備や健康づくり関係機関と連携を緊密にし、スポーツ・レクリエーション活動実践による心身の健康増進のため

の事業実施に取り組みます。

- 学校の体育施設を町民がスポーツ・レクリエーション活動に利用できるように、各学校の協力を得てその開放に取り組みます。
- 次代を担う青少年の健全育成の一環として、スポーツ少年団の活動の円滑かつ向上させるための指導者・育成母集団相互の研修機会を確保し、健全な活動実践に取り組みます。
- 年齢や性別、障害の有無にかかわらず、町民が取り組みやすいスポーツイベントや親子で体を動かすイベント開催などスポーツに親しむ機会の創意工夫に努めます。

③ 文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実

◆ 現状と課題

- 自主性や創造性が尊重され、多彩で特色ある地域の文化芸術が創造され、心豊かな生活や活力ある地域社会の実現に向けて、文化芸術を振興することが重要です。
- 錦江町文化センター、田代支所多目的ホールは、芸術文化の振興拠点として自主文化事業を通じ芸術鑑賞の場として、また芸術文化の町民の発表の場及び自主講座の拠点として利用されています。
- 町民の文化芸術活動の促進にあたり、文化施設等を積極的に活用し、鑑賞会の機会を増やすために、より質の高い、町民のニーズに沿った公演を行うことが課題です。

◆ 具体的取組内容

- 学校における文化芸術活動を充実するとともに、子供が文化芸術に触れる機会を拡充するなど、文化芸術に関する教育を推進します。
- 子供の頃から身近な場所で良質で多様な文化芸術を鑑賞し、体験できる機会を多く持てる環境づくりを推進します。
- 町民が、身近なところで主体的に文化芸術の創造活動に取り組めるよう、活動成果を発表する場の提供や文化芸術活動に対する支援を図ります。
- アーティストの文化芸術活動を支援するため、制作・発表などの場に関する情報の提供、様々な芸術分野の指導者やスタッフなど、文化芸術を支える人材の育成を図ります。
- 図画や作品コンクール等への参加を奨励します。
- 文化協会を中心に文化活動に取り組む人々の活動促進を図るため、活動発表の場を創り、内容の充実を図ります。また、文化センターを核とした施設の改修を実施し、より利用しやすい施設として活用できるよう利用料金や利用方法等改善に努めます。

④ 地域文化の継承・発展と地域づくりへの活用

◆ 現状と課題

- 本町には、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、方言、史跡など、多くの文化資源がありますが、少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、保存・継承が難し

く、伝統行事に接する機会も少なくなっています。

- 町内には地域の歴史、自然、風土に根ざした多彩な文化芸術がはぐくまれ、人々が地域に生きる誇りを醸成し、地域の結束力を支える大きな力となっています。

◆ 具体的取組内容

- 地域の郷土芸能や伝統行事等に関する公開、発表の機会を創り、子供たちの参加を促進すると共に、地域の高齢者の経験を活用して、民話・方言・伝統芸能等の継承に取り組みます。
- 郷土に残すべき伝統芸能や文化財等を保存、継承するために披露発表の場を創り、後継者の育成のために地域の子供から青壮年各層への参加啓発に努めます。更に新たな文化活動創造にむけて、町内外から活動家の発掘や活動の場の確保に努めます。
- 学校における伝統文化に接する機会の充実を図ります。

⑤ 文化財の保存・活用

◆ 現状と課題

- 本町には、国指定の文化財である「稲尾岳」をはじめ、県指定の文化財が4件、町指定の文化財が33件、他にも未指定であるが重要な文化財がたくさんあり、地域や町民共有の貴重な財産として守り伝えられてきています。
- 子供たちをはじめ、町民が郷土の歴史や身近な文化財に触れ、学び、親しむことなどにより、郷土を愛する心を醸成することが求められています。
- 文化財を将来へ保存・継承していくためには、適切な記録とその保存、専門家等による現況の確認等が必要です。また、過疎化、文化財所有者等の高齢化による担い手不足などにより、失われつつある地域の文化財の保存・継承が課題です。
- このことから、未指定を含めた文化財の保存・継承のためには、地域社会全体で適切な保存・継承につなげていく取組が必要です。

◆ 具体的取組内容

- 郷土にある未指定を含めた文化財の幅広い保護、文化財を生かした郷土に誇りを持つ心の醸成や地域づくりの促進、観光資源としての魅力向上、文化財を地域のよりどころとして、文化財の保存・活用に地域社会全体で取り組める環境づくりを推進します。
- 次世代に継承すべき文化財について、将来的な価値を見越した幅広い調査等を行い、調査成果等の活用促進のための環境整備を図ります。
- 目的に応じた適切な補助事業・助成事業の活用により、計画的な文化財の保存・活用を図ります。
- 文化財行政における専門職員の適切な配置と資質の向上、文化財に関する専門的な知識を有する外部人材の掘り起こしと積極的な活用を図ります。
- 他の行政部門との緊密な連携による文化財の地域資源としての活用、広域的視点による文化財の保存と活用の推進、文化財を活用した学習の場の提供、地域の文化財等の学校教育・地域活動への活用などに取り組みます。

- 指定文化財等に対しては、国及び県と連携し、必要経費や修理等の緊急性等を勘案して、事業の計画的な推進に努めます。
- 観光・地域振興関係部局等への情報提供を通して、文化財を活用した観光振興・地域振興が進むよう、必要な取組・支援を行います。
- 次世代に引き継ぐべき文化財、歴史民族資料等をはじめ、本町の歴史、自然等に関する学習材料を一同に展示できる施設を整備し、文化財や貴重な歴史民族資料等に触れ、観察するなどの学習機会を提供するとともに、文化財マップによる情報の提供文化財愛護思想並びに郷土を愛する心の啓発を図ります。

第5章 計画の実現に向けて

1.学校・家庭・地域・企業との連携・協働

子供の健全育成をはじめ、教育の目的を実現するためには、学校・家庭・地域は大きな役割を担っており、それぞれが責任を持つとともに緊密に連携して取り組むことが重要です。また、家庭・地域に加え企業などの学校外の多様な担い手による学びの提供や支援体制の確保は子供たちのウェルビーイングを育む上で重要な役や割を果たすことから、積極的な連携・協働が図れるよう様々な取組を推進します。

2.関係機関との連携・協力

現在の多岐にわたる教育課題に対応するためには、町長部局や大学・NPO 法人、児童相談所や警察等その他の関係機関との連携・協力が必要です。それぞれの高度な専門性と機能を活用した積極的な連携を図ります。

3.県及び他市町との連携

学校における教職員の配置、社会教育や生涯学習に関する取組については、県との連携・協力は不可欠であるため、互いの役割のもと教育行政を推進しているところですが、今後も互いに課題を共有し、取組についての情報交換などを通して連携・協力を図ります。また、大隅半島内の他市町とも相互に情報を交換し合い、それぞれの施策等を参考にしながら、より積極的な教育行政の推進に努めていきます。

4.計画の進捗状況の確認

本計画を着実に、そして効果的に実施していくためには、その進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直しを図っていくことが不可欠です。そこで、本計画がどの程度実現され、その結果はどうであったか等について、毎年度、点検・評価を行い、その結果を公表します。この計画は、5年間に取り組む施策等について盛り込んでいますが、新たな課題への対応や、見直しが必要になった場合には計画途中においても修正を加えるなど改善を図っていきます。